

第4章

環境の保全・創造に向けた 各主体の取り組み

第4章では、めざす将来環境像の実現に向けた環境の保全及び創造に関する行政施策や各主体の取り組みを体系的に整理するとともに、その進捗を管理するための進行管理指標を設定しています。

1 環境施策の体系	20
2 各主体の取り組みと進行管理指標	21
3 進行管理指標一覧.....	76

第4章 環境の保全・創造に向けた各主体の取り組み

1 環境施策の体系

めざす将来環境像の実現に向けた、環境の保全・創造に関する施策の体系は以下のとおりです。

今回に改定においては、原子力災害による影響に関する対策を追加しました。

【環境目標】	【環境要素／基本施策】	【ページ】
1【放射性物質により影響を受けた環境】 放射性物質による汚染からの環境再生*を実現するまち	1【放射性物質による影響】 ... 安全・安心な生活確保のための放射性物質*による汚染などへの適切な対応	22
2【自然環境】 豊かな自然の中で人々が共生できるまち	1【身近な自然】緑豊かで多様な自然環境の保全 2【森林環境】豊かな恵みをもたらす森林環境の保全 3【動植物・生態系*】健全な生態系*の維持、生物多様性の確保 4【自然とのふれあい】人と自然との豊かなふれあいの推進	26 30 33 36
3【生活環境】 誰もが健康で安心して暮らせるまち	1【大気環境】良好な大気環境の維持・保全 2【水・土壌環境】良好な水・土壌環境の維持・保全 3【廃棄物・リサイクル】3R*と適正な廃棄物処理の推進 4【身近な生活環境】身近な生活環境の保全・向上	39 41 46 50
4【快適環境】 ゆとりと潤いのある快適に暮らせるまち	1【都市的環境】暮らしにおけるゆとりと潤いのある空間の保全・創出 2【歴史・文化的環境】歴史・文化的環境の保全・継承 3【まち美化】誰もが気持ちよく暮らすためのマナーやモラルの向上	53 56 58
5【地球環境】 地域から地球環境の保全に貢献するまち	1【地球温暖化】地域から取り組む地球温暖化防止行動の推進 2【その他地球環境問題】地球環境問題への適切な対応	61 69
6【環境保全に取り組むための基盤づくり】 とともに学び、考え、行動する環境にやさしいまち	1【環境教育・環境学習】環境保全について自ら考え行動できる人の育成 2【環境保全活動】よりよい環境の保全・創造に向けた活動の推進	71 74

2 各主体の取り組み

次ページ以降において、基本施策ごとに環境の保全・創造に向けて各主体が行う取り組みを示します。

基本施策ごとに定めている内容は以下のとおりです。

(1) 現況と課題

環境要素に関する現況と課題を整理しています。

(2) 市の取り組み

主要施策を具体的に実行するための手段として、具体的な施策・事業とその主たる担当課を示しています。

なお、番号が○で囲まれている施策・事業は、「第5章リーディングプロジェクト」で掲げている施策・事業であることを示しています。

(3) 市民の取り組み

市民に期待される主体的な行動、取り組みの例を示しています。

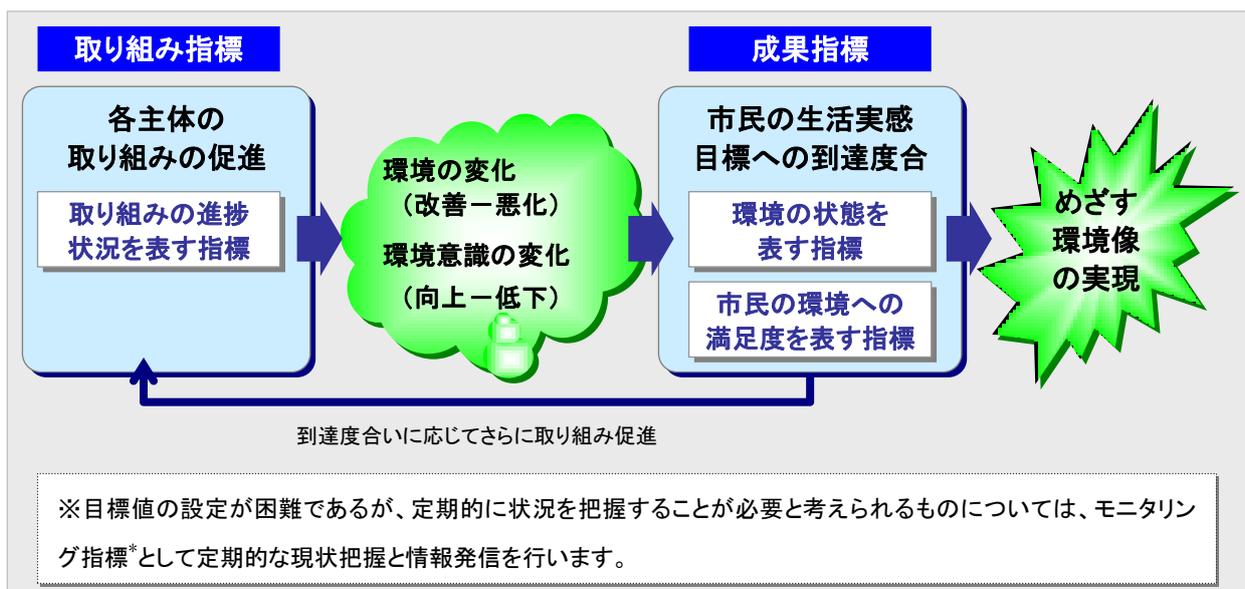
(4) 事業者の取り組み

事業者に期待される主体的な行動、取り組みの例を示しています。

(5) 進行管理指標

計画改定後の毎年度の進行管理において、取り組みが着実に展開されているか、その結果、目標に向けて環境がどのように改善されているか、といったことを継続的に点検・評価するため、定量的な進行管理指標を設定しました。

■進行管理指標の考え方



1【放射性物質により影響を受けた環境】放射性物質汚染からの環境再生*を実現するまち

1 <環境要素>放射性物質による影響

<基本施策>安全・安心な生活確保のための放射性物質による汚染などへの適切な対応

(1) 現況と課題

平成23年3月11日に発生した原子力災害により、放射性物質*が福島県内の広範囲に飛散しました。本市でもその影響は大きく、放射性物質*による環境汚染や、健康不安、風評被害など、様々な問題が生じています。

このような状況を受け、本市では環境放射線モニタリング*調査、自家用農産物や飲料水などの放射性物質*モニタリング調査、除染、被ばく量検査などに取り組んできました。

また、東日本大震災後に、「伊達市復興計画」、「伊達市再生・発展グランドデザイン」など、今後の伊達市の再生・復興を推進する計画が策定されました。

環境分野においてもそれらの計画と連携しながら、放射性物質*により影響を受けた環境の再生に向けた取り組みや、安全・安心な生活の確保に向けた対策を進めていく必要があります。

(環境放射線モニタリング*調査と情報発信)

環境放射線モニタリング*調査は、国が設置した104地点(平成25年4月1日現在)のモニタリングポストによるリアルタイムの環境放射線量測定に加え、本市が独自に行っているものとして、ほぼ毎日行っている市内19地点の環境放射線量測定、市内の各集会所など(約280箇所)の環境放射線量測定と掲示板への線量表示、定期的に市内全域の環境放射線量を一斉に測定した結果をもとに作成する放射線量マップの作成などに取り組み、市内の放射線量の監視とともに、市民へのわかりやすい情報提供に取り組んできました。

環境放射線量は、除染や自然減衰などにより、大幅に低減しています。

今後は、現状に適した環境放射線モニタリング*の方法について検討しながら実施していくとともに、放射線量の状況や、放射線に関する知識や情報などについて、よりわかりやすく情報発信を行っていくことが必要です。

また、小中学校における放射線に関する教育の資料として、「放射線教育副読本」を作成しました。

この副読本は、放射線についての正しい知識や、身を守る方法とともに、伊達市がこれまで取り組んできた放射線への対応についても記載しており、副読本を活用し、子どもたちが放射線に対し正しい知識と理解を持ち、正しく判断できるように学んでいくことを目的とするものです。

今後はこの副読本などを活用し、放射線教育に取り組んでいくことが必要です。

(食品などの放射性物質*モニタリング調査)

食品関係のモニタリング調査は、福島県、本市、関係事業者、農家が一体となって取り組みを行っています。

本市の米については、水田にカリウム肥料とゼオライトをすき込むことで、稲がセシウムを吸収しにくくなる対策を行った効果もあり、全量全袋検査の結果、平成24年度以降は基準値を超える米は収穫されていません。

本市で収穫された野菜などについても、基準を超えるものはほとんどないことが確認されています。

本市独自の取り組みとしては、食品による内部被ばくの健康不安に対応するため、市民が身近な場所で農産物の検査ができるような体制を整備し、生産者から持ち込まれた自家用農産物を簡易型放射性物

質*検査機器で検査を行っています。

また、平成25年度には、世界初となるあんぽ柿専用の非破壊検査機の導入を農業団体とともに進めるなど、生産者と連携した生産段階からの放射性物質対策に取り組んでいます。

飲用水については、上水道や井戸水などに含まれる放射性セシウムを検査し、安全性を確認しています。

学校給食センターでは、児童生徒に提供する給食の安全性の確保と、保護者の不安解消のため、学校給食用食材のモニタリング検査を実施しています。これらの検査の充実を図るため、ゲルマニウム半導体検査機を早期に導入し、より安全性の高い対応に努めています。

今後も、検査体制を継続するとともに、測定結果などの情報を生産者、消費者に情報発信していくことが必要です。

(除染)

本市は、放射性物質*による汚染により、一部地域において放射線量が年間20mSvを超えると推定される「特定避難勧奨地点」が設定されるなど、生活における様々な部分に多大な影響を受けました。

このような環境を回復するため、保育施設、幼稚園、小学校、中学校などの除染を実施しました。

宅地などの生活圏除染については、放射線量によって除染の地域をA、B、Cの3エリアに分け、それぞれの状況に応じた方法で除染が実施されました。

このように、本市は広範囲の除染を迅速に実施したことを始め、他市に先行して放射線対策に取り組んできたことが評価されており、このような除染や自然減衰によって空間放射線量は大幅に低減されています。

しかし、低線量下における健康不安や風評被害、森林や農地の問題など様々な分野において放射性物質*による影響は続いているため、今後も伊達市除染実施計画に基づき、森林、農地への有効な手法を検証しながら、必要かつ効果的な除染などの放射線量低減対策を講じていくとともに、除去物の仮置場についても、中間貯蔵施設への搬入までの間、適切に管理していく必要があります。

さらに、市民の放射線や除染の不安などに対応するため、伊達市放射能相談センターを設置して、相談体制を整備しました。

今後は、セシウム137の半減期が30年であることなどの理由により、低線量下の状況が長期間継続することから、市民が安心して生活できる環境を構築するため、健康管理と連携した放射線対策を講じていく必要があります。

(健康管理)

本市では、原子力災害後、環境放射線モニタリング*や除染とともに、外部・内部被ばく検査や健康相談の実施など、市民の健康不安に対応した取り組みを行ってきました。

具体的には、ガラスバッジによる外部被ばく検査、ホールボディカウンタによる内部被ばく検査、放射能健康相談窓口の開設、講話などを実施しています。

一方、放射線に対する市民の不安は継続していることから、本市の「伊達市復興計画」に掲げる基本施策の1つである「安心して暮らすための健康づくり」に向けて、放射線リスクのもとで健康管理について確実に実行していくために、「伊達市放射能健康管理計画」を平成25年4月に策定しました。

今後は、市民が健康で安心して生活できる環境を確保するため、上記の計画に基づき、放射線リスクに関する健康管理対策を行っていくことが重要です。

(2) 環境の保全・創造に向けた市の取り組み

環境放射線モニタリング調査の実施と情報発信		【実施担当課】
1	環境放射線モニタリング*調査を継続し、その結果については、放射線量測定マップの配布や市ホームページへの掲載などによりわかりやすい情報発信を行います。調査や情報発信の方法については、今後の状況に応じて見直しを行いながら実施します。	環境防災課 放射能対策課 総合支所
2	除染による除去土壌などの仮置場について、中間貯蔵施設に搬出されるまでの間、定期的なモニタリング調査による放射線量の把握と情報発信を行います。	放射能対策課
3	身近な放射線量の把握のため、放射線測定器の貸し出しを行い、市民の不安の解消や安心の確保に努めます。	環境防災課 総合支所
農産物・飲用水などの放射性物質モニタリング調査による食の安全確保		【実施担当課】
4	自家用農産物などの放射性物質*モニタリング調査を行い、食の安全を確保します。	農政課
5	水道水、井戸水の放射性物質*モニタリング調査を行い、飲用水の安全を確保するとともに、安全・安心な水道水を供給するための施設整備を行います。	施設工事課 環境防災課
6	給食センターで学校給食放射性物質*モニタリング調査を実施し、児童・生徒の安全・安心の確保と、保護者の不安解消を図ります。	学校給食センター
放射線量低減に向けた取り組みの実施		【実施担当課】
7	伊達市除染実施計画に基づいた必要かつ効果的な除染などの対策と、除染により発生した除去土壌などの仮置場の適正な管理を行います。	放射能対策課 各事業担当課
8	市民の放射線への不安に対応するため、伊達市放射能相談センターを設置し、放射線に関する相談対応、市民の除染作業などの相談支援などを行うとともに、低線量下における健康管理と連携した対策を行います。	放射能対策課
⑨	農地や森林などの除染、吸収抑制対策などにより、放射性物質*の効率的・効果的な除染・低減を図るとともに、国・県や大学などの研究機関と連携し、放射性物質*対策技術の研究開発・導入を推進します。	農政課 農林整備課 放射能対策課
放射線リスクのもとでの健康管理による安全・安心の確保		【実施担当課】
10	伊達市放射能健康管理計画に基づき、ホールボディカウンタによる内部被ばく検査と、ガラスバッジなどによる外部被ばく検査を実施し、市民生活の安全と安心の確保を図ります。	健康推進課
11	放射能健康相談窓口による健康相談、健康講話の開催、家庭訪問による個別相談などを実施し、低線量下の生活における心と体の健康不安を和らげます。	健康推進課
放射線教育に関する取り組みの推進		【実施担当課】
12	小中学校において、平成25年度に本市が独自に作成した放射線教育副読本の活用や放射線観察キットの整備などを通じて放射線教育を推進し、児童生徒の放射線についての正しい理解を深めます。	学校教育課

(3) 市民の取り組み

- 身近な地域の放射線量を把握しましょう。
- モニタリング調査により安全が確認された農産物などについては、積極的に消費しましょう。
- 県や市が行う健康管理などに関する事業に積極的に参加しましょう。
- 自身の外部・内部被ばく線量をもとに、自らの放射線防護に努めましょう。
- 放射線に関する正しい知識を身につけましょう。

(4) 事業者の取り組み

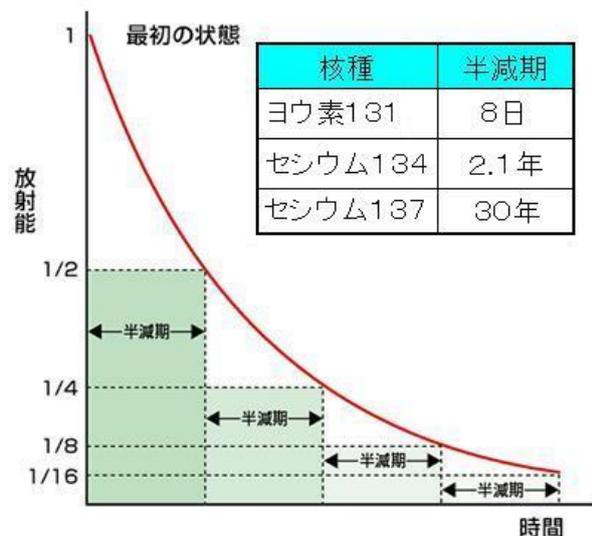
- モニタリング調査により安全が確認された本市の食品や資材などについて、積極的に活用しましょう。
- 県や市が行う健康管理などに関する事業に協力しましょう。

(5) 進行管理指標

	環境指標	◎ 成果指標 ○ 取り組み指標 ● モニタリング指標*	単位	現状		目標
				年度	数値	最終(H32)
1	● 環境放射線モニタリング*調査 (代表地点:市役所本庁舎・分庁舎・総合支所)		μSv/時			モニタリング指標* (減少をめざす)
2	保原本庁舎			H25.11	0.29	
3	梁川分庁舎			H25.11	0.23	
4	伊達総合支所			H25.11	0.20	
5	霊山総合支所			H25.11	0.26	
6	月舘総合支所			H25.11	0.20	



▲伊達市空間放射線量掲示板



▲放射性物質の半減期

資料 文部科学省(放射線等に関する副読本)

2【自然環境】豊かな自然の中で人々が共生できるまち

1 <環境要素>身近な自然 <基本施策>緑豊かで多様な自然環境の保全

(1) 現況と課題

ここでは、私たちの生活に身近な自然として、農地や河川・水辺、そしてそれらを活かした自然景観などを対象としています。

(農地)

本市の農業は、各地域において、それぞれ特色ある農産物の生産振興が図られています。阿武隈川流域に広がる肥沃な平地を中心に、果樹(桃、柿、ブドウ、リンゴ)、野菜(きゅうり、イチゴ、サヤインゲン、シュンギクなど)を中心とした園芸作物が多く、県内有数の生産量を誇っています。稲作については、平均耕作面積が小さいため、果樹、野菜の園芸を中心とした複合経営により農業生産力の向上を図っています。

しかし、農業経営者の高齢化が進行し、自給的農家及び兼業農家が増加しています。また中山間地における耕作条件の不利地域で遊休農地*の増加が著しい状況となっています。

今後は、県都に隣接した交通アクセスの良さを生かし、付加価値の高い果樹や野菜を中心に、農業体験などのグリーンツーリズム*を推進するなどし、農地の遊休化の防止と利活用を図り、農地の自然性を維持していく必要があります。

また、放射性物質*による影響も懸念されることから、現在実施している放射性物質*の検査を継続するとともに、効率的・効果的な放射線量低減対策や放射性物質*の影響を受けにくい作物・生産方式の導入などを検討し、取り組んでいく必要があります。

福島県の特産品であるあんぼ柿については、2年続けて加工自粛となっていました。加工再開モデル地区として旧梁川町の地区が指定されました。

米の全量全袋検査に加え、あんぼ柿も加工後に新開発の非破壊検査機器を使用した全量検査によって、食品衛生法の基準値(1 キログラムあたり100ベクレル)を下回る事が確認されたことから、平成25年度は、3年度ぶりの出荷再開となりました。

今回の加工再開・出荷再開を契機として、今後、あんぼ柿産地の復興を図っていくことが必要です。

■遊休農地*の状況

本市における遊休農地*は、中山間地域*の急傾斜で狭隘な農地が多い梁川地域の一部、霊山及び月舘地域に集団的に存在しています。また、平坦で条件の整った農地の多い伊達地域、梁川地域及び保原地域でも、面積は少ないものの一部の端地などに偏在しています。

また、今後10年間を見通して、遊休農地*となるおそれがある農地の要素は、不在地主農地の増加及び土地持ち非農家の農地流動化の停滞、認定農業者など担い手不足などからみて、霊山及び月舘地域を中心に進行していく懸念があります。

上記の遊休農地*などは、担い手へ利用集積するなど地域農業の振興を図ることが重要であり、それら利用可能な農地(要活用農地)は、特に梁川地域及び霊山地域に多く存在しています。

(河川・水辺)

市内の主要河川は、市内北西部を縦断して北上する一級河川阿武隈川水系に属しており、伊達地域において一級河川摺上川と産ヶ沢川、梁川地域において一級河川広瀬川と東根川、山舟生川が阿武隈川に合流しています。中でも広瀬川は、本市のほぼ中央を北流しており、月舘地域で糠田川、布川、霊山地域で小国川、石田川、祓川、梁川地域で塩野川がそれぞれ合流しています。他にも丘陵地から平地には多くの中小河川が流れており、上流が枝状に分かれているため、下流に行くほど水量が豊かです。

また、沼やため池が100カ所以上点在しています。ため池の多くは農業用水として利用されています。近年は、遊休農地の増加とともに、本来の活用がなされなくなったため池も増加傾向にあります。



▲広瀬川(梁川)



▲高子沼(保原)

(自然景観)

本市の主な自然景観としては、南東に名峰霊山を最高峰とした阿武隈山系の緩やかな稜線が広がり、西には吾妻連峰、北方には宮城県境の山々が遠望できる盆地景観が特徴的です。

また、福島盆地に広がる緩やかな丘陵地と平地には、山ひだを流れ阿武隈川に注ぐ中小河川の自然性豊かな水辺空間、平地部の市街地周辺に広がる果樹園と一体となった農村景観などが、本市の多様な自然景観を演出しています。

しかし、中山間地域を中心とした遊休農地*にセイタカアワダチソウなどが繁茂するなど、農業や林業の衰退が農地や森林の自然性を低下させ、良好な自然景観を損ねつつあります。

このような多様性に富む良好な自然景観を後世に継承していくため、開発行為に対して適切な指導を行うとともに、必要に応じて風致地区などの指定により適正に規制・誘導を図っていく必要があります。



▲阿武隈川猿跳岩(梁川)



▲紅屋峠(保原)

(2) 環境の保全・創造に向けた市の取り組み

■環境負荷の少ない持続可能な農業の推進

環境保全型農業の推進		【実施担当課】
①	関係機関と連携し、「ふくしま型有機栽培*」、「ふくしま型特別栽培」などの有機栽培*や減農薬栽培への取り組みを促進するとともに、エコファーマー*の育成、認定促進に努めます。	農 政 課
2	「農地・水・環境保全向上対策事業*」の取り組みを支援・促進します。	農 政 課
3	農産物の流通履歴の管理（トレーサビリティ*）を促進します。	農 政 課
農業バイオマス資源の利活用促進		【実施担当課】
4	農業バイオマス*資源（果樹剪定枝、稲わら、籾殻、木くずなど）の有効活用を促進します。	農 政 課
地産地消の推進		【実施担当課】
5	地元生産農産物の情報提供や食育などを通してフードマイレージ*に関する理解促進に努めます。	環 境 防 災 課 農 政 課 市 民 生 活 課
6	学校給食を通じて地場産農作物を子どもたちに提供するなどし、食育を通じて農業振興を図ります。	学 校 給 食 セ ン タ ー 農 政 課
7	地元食材を用いた弁当配達サービスの取り組みを促進します。	高 齢 福 祉 課 農 政 課

■健全な農地の保全

優良農地の確保と遊休農地の利活用促進		【実施担当課】
8	農住の混在化を回避するため、計画的な土地利用調整に努めます。	農 政 課 農 業 委 員 会 都 市 計 画 課 総 合 政 策 課
9	関係機関と連携して農地パトロールの実施を行い、遊休農地*を把握するとともに、遊休農地*の解消方法の検討や、遊休農地*の所有者への指導を行い、遊休農地*の解消に努めます。	農 政 課 農 業 委 員 会
10	景観形成作物（菜の花など）の作付けや地域産品開発などにより、遊休農地*の有効活用を図ります。	農 政 課 農 業 委 員 会
11	農地としての機能を維持増進し、遊休農地*を解消するために必要な簡易整地を推進します。	農 政 課 農 業 委 員 会
健全な土づくりの促進		【実施担当課】
12	関係機関と連携した、適正な農薬使用と有機栽培*や減農薬栽培への取り組みを促進します。	農 政 課 農 業 委 員 会
13	農薬散布時の周辺への飛散（ドリフト）防止に向けた普及啓発活動に努めます。	農 政 課 農 業 委 員 会

■水辺空間の保全・再生

自然と調和した水辺空間の整備		【実施担当課】
14	市民に親しまれるような親水空間の整備や保全・創出を推進します。	都市計画課 土木課 総合支所
15	関係機関と連携し、生態系*や景観などに配慮した多自然川づくりを推進します。	土木課 農林整備課
16	河川や池沼などにおける水質浄化作用のある自然植生の保全を行います。	土木課 農林整備課
水辺の安全管理		【実施担当課】
17	河川や池沼などを定期的に点検し、老朽箇所や危険箇所の把握や安全管理を図ります。	土木課 農林整備課

■良好な自然景観の保全・活用

地域指定による開発行為などの適正な規制・誘導		【実施担当課】
18	風致地区、自然公園、緑地環境保全地域などの地域指定による開発行為などの適正な規制や誘導を徹底します。	都市計画課 農林整備課
特色ある霊山の眺望・景観の維持・活用		【実施担当課】
19	霊山の景観並びに歴史的価値に関して、各種媒体を利用した広報の推進を図ります。	商工観光課 霊山総合支所 総務課

(3) 市民の取り組み

- 農産物や総菜などを購入する際は、地場産品や地元食材を用いた総菜を選択しましょう。
- 遊休農地*を活用した景観形成作物(菜の花など)の作付けや市民農園などにより、市民との交流を進めましょう。
- 子どもたちに地場産農産物の美味しさを教えましょう。

(4) 事業者の取り組み

- 飲食店などでは、地場産農産物を積極的に取り入れましょう。
- 農業従事者は、有機栽培*や減農薬栽培など、環境負荷の少ない農業に取り組みましょう。
- 遊休農地*を活用した景観形成作物(菜の花など)の作付けや市民農園などにより、市民との交流を進めましょう。
- 施設整備に際しては、周辺の田園景観や山地景観と調和するように配慮しましょう。
- 開発事業に際しては、周辺の自然景観への影響を最小化するように配慮しましょう。

(5) 進行管理指標

	環境指標	◎ 成果指標 ○ 取り組み指標	単位	現状		目標
				年度	数値	最終(H32)
1	○	エコファーマー*の認定者数	人	H24	114	130
2	◎	遊休農地の面積	ha	H22	1,120	1,100

2【自然環境】豊かな自然の中で人々が共生できるまち

2 <環境要素>森林環境 <基本施策>豊かな恵みをもたらす森林環境の保全

(1) 現況と課題

本市の38.4%は森林が占めています。市内には、霊山県立自然公園をはじめ、各地域に森林公園があり、市民の憩いの場、自然とのふれあいの場として多くの人々に親しまれています。

本市の森林の多くは造林事業により整備されたものであり、その健全な保育のためには下草刈りや間伐などが必要です。しかし、林業経営の採算性の悪化や森林所有者の高齢化などにより手入れが十分に行き届かない森林が増加してきていることから、水源のかん養機能や土砂流出防止、二酸化炭素吸収、野生動植物の生息環境などの森林が持つ様々な公益的機能の低下が懸念されています。

また、放射性物質*による汚染の影響は、森林環境の保全・再生に取り組むうえで深刻な障害となっています。

今後は平成18年度から県で導入している森林環境税などを活用した森林づくり、森林再生の促進、森林学習の充実や、放射性物質対策などにより、森林の果たす公益的機能の維持・向上を図っていく必要があります。

■森林法に基づく保安林の指定状況

森林法に基づく保安林は、水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成など、特定の公共目的を達成するため指定される森林です。本市においては梁川地域と保原地域、霊山地域、月舘地域に指定されています。

また、国有林が梁川地域と霊山地域に連なって514haあります。

地域	水源かん養 保安林		土砂流出防備 保安林		土砂崩壊防備 保安林		水害防備 保安林		落石防止 保安林		保健 保安林	
	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)
伊達市 計	12	621	(4) 169	(106) 1,440	11	8	1	0	1	1	(1) 2	(18) 8
目的	水源地の森林で、安定した水の確保及び洪水や濁水の防止		樹木の根と地被類で、雨などによる土石流の防止		山地崩壊の防止		水害の防止		落石の防止		森林レクリエーションの活動の場及び生活環境の保全	

注：()内は他の保安林の兼種分で概数

資料：福島県森林・林業統計書(平成22年度)

(2) 環境の保全・創造に向けた市の取り組み

■森林の保全・整備

森林の公益的機能の理解促進		【実施担当課】
1	森林環境学習を通して、森林を守り育てる意識の啓発を推進します。あわせて、緑の少年団の活動を支援します。	農林整備課 教育総務課 学校教育課
2	森林観察会を開催し、森林の公益的機能の理解促進に努めるとともに、間伐、植林などの持続的な管理を推進します。	農林整備課
3	情報や人材の提供により、企業のボランティア参加による森林づくりを促進します。	農林整備課 教育総務課 環境防災課
4	既存の里山を活用した「健康の森*」づくりを推進し、里山の保全に努めます。	農林整備課 総合支所
健全な森林整備の促進		【実施担当課】
⑤	森林環境税や補助金などを活用して、間伐や下草刈りなどの森林づくり、間伐材などのエネルギー利用による森林再生を推進します。	農林整備課
6	林道を始めとする林業生産基盤の計画的な整備を推進します。	農林整備課
7	森林の地積調査の実施を促進します。	農林整備課 (国土調査室)
保安林などの適切な管理・保全の促進		【実施担当課】
8	公益的機能の発揮のために重要な森林について、計画的な保安林の指定を促進し保全に努めます。	農林整備課
■木材資源の利活用促進		
地場産材の率先利用		【実施担当課】
9	「ふくしま県産木材利用推進計画」に基づき地場産材の利用を促進します。	農林整備課
10	公共事業や公共施設の建設・改修時の際に、地場産材の率先利用を促します。	農林整備課 施設担当課
11	木造住宅建設時において、地場産材の利用促進に努めます。	農林整備課 管理課
12	特徴ある地場産材を用いた商品や家づくりなどに取り組む事業主体と協力し情報提供やPR活動の促進を行います。	農林整備課 商工観光課
13	ペレットストーブや薪ストーブ、ペレットボイラーの導入を促すことで、ペレットや薪の利用促進と、生産供給体制の整備促進を図ります。	農林整備課
間伐材の利用促進		【実施担当課】
14	間伐材*を利用した製品の周知を図るなど、製品の購入・利用促進に努めます。	商工観光課 農林整備課

(3) 市民の取り組み

- 地域において、緑の少年団の活動を支援しましょう。
- 森林観察会や里山整備などの環境保全活動に積極的に参加しましょう。
- 木造住宅を新築・改修する際は、地場産材を積極的に利用しましょう。
- ペレットストーブや薪ストーブを導入しましょう。

(4) 事業者の取り組み

- 緑の少年団の活動を支援しましょう。
- 森林や里山整備などの環境保全活動に積極的に参加しましょう。
- ボランティアによる森林づくりに積極的に参加しましょう。
- 地場産材を用いた製品開発を検討しましょう。
- ペレットボイラーなどを導入しましょう。

(5) 進行管理指標

環境指標	◎ 成果指標 ○ 取り組み指標	単位	現状		目標
			年度	数値	最終(H32)
1	◎ 間伐面積	ha	H23	94	200
2	◎ 保安林面積	ha	H23	2,078	2,400
3	○ 緑の少年団登録団体数	団体	H24	4	7



▲ペレットストーブ

2【自然環境】豊かな自然の中で人々が共生できるまち

3 <環境要素>動植物・生態系* <基本施策>健全な生態系*の維持、生物多様性の確保

(1) 現況と課題

本市は地域ごとに多様で豊かな生態系*を構成しています。以下では地域ごとにその特性を示します。

(植物)

【伊達地域】

伊達地域の地形はほぼ平地ですが、一部愛宕山などの山林があります。基幹作物のもも・りんご・さくらんぼなどの果樹のほか、野菜などの生産が盛んです。地域内には、阿武隈川や摺上川が流れ、河川敷に多様な植物が生育しています。近年、遊休農地*などへのセイタカアワダチソウの繁茂による影響などで、在来植物が駆逐されています。

【梁川地域】 梁川地域の地形は概ね山地丘陵地と平地に区分されます。

山地丘陵地

梁川地域の4割を占める山地丘陵地は、我が国の中間温帯林を代表する森林で、近年植樹などにより人工造林を行ってきました。かつては、アカマツ・スギ・コナラ・クヌギ・クリなどが次々と伐採され、建築用資材をはじめとして、土木用資材、農林業資材(ホダ木など)として利用されてきました。最近では、椎茸・シメジ・ナメコなどのチップ材または炭などに利用されています。

また、植物は、ヤマユリ・ショウブ・カタクリ・アヤメ・タンポポ・シロツメクサなどの在来種ですが、近年は遊休農地*などに外来種*であるセイタカアワダチソウやクズ葉・カラスウリが繁茂し、農村景観を損ねています。

丘陵地と平地の漸移帯

丘陵地から平地に移る傾斜地には、養蚕が盛んだった頃の桑園がかなりの面積で広がっていましたが、現在では果樹(柿・りんご・もも・ぶどう・さくらんぼなど)の生産が行われています。

平地

平地に雑木林などはなく、防風林(居久根)としてスギ・ケヤキ・竹林などが人工的に植生しています。

【保原地域】

南部の山地丘陵地にはアカマツ林と広葉樹林(コナラなど)が混在する林相を形成していますが、近年は、松くい虫による被害のためアカマツは急激に減少しています。

また、北部の低地を含め、地域全体にシラカシなどの常緑広葉樹やケヤキの分布が見られます。近年は、オミナエシ・リンドウ・シュンランなど、かつては人の暮らしの近くで普通に見られた植物の生息場所が少なくなり、クズ・イネヨモギ・セイタカアワダチソウなど、単一種が独占的に繁殖する傾向も多くみられます。

【霊山地域】

霊山地域の約7割を占める山地丘陵地には、アカマツをはじめ、スギ・ネズ・コナラ・クヌギ・ヤマウルシ・アオハダ・ヌルデ・トリネコ・アズキナシ・ウリハダカエデ・リョウブ・エゴノキ・ネジキ・ナツハゼ・コシアブラ・ウワミズザクラ・ハシバミ・クリ・ヤマフジ・アケビなどの樹木が主要なものです。

【月舘地域】

月舘地域の約5割を占める山林ではアカマツ林と広葉樹林(コナラなど)が混在する林相が形成されていますが、近年は、松くい虫による被害のため、アカマツは急激に減少しています。

また、地域全体にシラカシ・ヤブツバキ・イヌツゲ・アセビなどの常緑広葉樹やケヤキ・クヌギ・ミズキの分布も見られます。近年、ヤマユリ・ハナショウブ・シュンランなどは、かつては人の暮らしの近くで見られた植物の生息場所が少なくなり、クズ・セイタカアワダチソウなどの単一種が独占的に繁殖する傾向も多くみられます。

(動物)

【伊達地域】

伊達地域には、モグラ、野ネズミ、ハクビシン、カラス、ムクドリ、スズメ、コウモリなどの動物が生息しています。昔は多く生息していたヒバリを見ることができなくなりました。魚は、コイ、サケ、アユ、ウグイ、フナ、モロコ、ドジョウなどが生息しています。

【梁川地域】

梁川地域には、モグラ・コウモリ・ノウサギ・リス・ムササビ・ネズミ・タヌキ・キツネ・イタチ・アナグマ・ハクビシン・イノシシ・ニホンザル・ニホンカモシカなどの小型から中型の動物が生息しています。

【保原地域】

保原地域には、タヌキ・ノウサギ・ホンドリスなどが生息し、近年はハクビシンの生息も確認されています。

【霊山地域】

霊山地域には、モグラ・リス・ハツカネズミ・アカネズミ・ヒメネズミ・ドブネズミ・タヌキ・キツネ・テン・イタチ・ノウサギ・ムササビ・イノシシ・ニホンザル・ハクビシン・ニホンカモシカなどの小型から中型の動物が生息しています。

【月舘地域】

月舘地域には、アカネズミ・アブラコウモリ・イノシシ・イタチ・ノウサギ・カヤネズミ・キツネ・タヌキ・ニホンリス・ハクビシン・モグラ・ハタネズミなどの小型から中型の動物が生息しています。

資料：「平成18年度 田園環境整備マスタープラン」

(2) 環境の保全・創造に向けた市の取り組み

■生物の生息・生育環境の保全

適切な地域指定の推進	【実施担当課】
1 鳥獣保護区や自然環境保全地域などの適切な地域指定を推進し、生物の生息環境の保全に努めます。	農 政 課 環 境 防 災 課
開発に際しての生態系への配慮	【実施担当課】
2 関係機関と連携し、生態系*などに配慮した多自然川づくり・管理を推進します。	土 木 課
3 開発事業者への指導・協議を徹底し、開発に際して生態系*への配慮を十分に行うよう努めます。	都 市 計 画 課 事 業 担 当 課

■野生動植物の適正な保護・管理

野生動植物の実態把握		【実施担当課】
4	市民の協力（目撃情報の提供など）を得るなどしながら、関係機関と連携を図り、野生生物の生息・生育状況などの実態を把握し公表します。	環境防災課 農政課
野生動物の保護		【実施担当課】
5	傷病野生動物の保護に努めます。	環境防災課 農政課
6	野生動物の捕獲禁止について啓発を行うとともに、防護柵などの整備補助を実施します。	環境防災課 農政課
有害鳥獣による被害防止対策の推進		【実施担当課】
⑦	イノシシ、ハクビシン、ニホンザル、カモシカ及びカラスなどの有害鳥獣による農作物被害防止対策の推進に努めます。	農政課
外来種対策の推進		【実施担当課】
8	外来種*に関する適正な情報や持ち込みの禁止について、周知や啓発に努めます。	環境防災課 農政課
9	希少生物の生息調査や保護施策については、県や市民団体などと連携して推進します。	環境防災課

(3) 市民の取り組み

- 市や民間団体などが行う貴重な野生生物などの保護活動に参加・協力しましょう。
- 地域の生態系*を理解するため、生物調査などに参加・協力しましょう。
- 動植物をむやみに捕獲・採取したり、傷つけたりしないようにしましょう。
- 動植物（移入種）の持ち込みなど、生態系*を乱すような行為はやめましょう。
- 野生動物（鳥獣）に餌を与えないようにしましょう。また、被害防止のための対策を講じましょう。
- 動物の生態に配慮した適正な狩猟に努めましょう。

(4) 事業者の取り組み

- 開発事業を行う際は、鳥獣保護区や緑地環境保全地域などの地域指定の規則に従うとともに、水や緑の連続性に配慮し、生態系*などへの負荷を抑制した計画的な事業活動に努めましょう。
- 河川や用水路の護岸整備にあたっては、自然環境に配慮した工法の採用に努めましょう。
- 夜間照明は、生物に影響を与えないよう、照明の配置や方向、強さ、点灯時間に配慮しましょう。
- 環境に配慮した農業に努めましょう。

(5) 進行管理指標

	環境指標	◎ 成果指標 ○ 取り組み指標	単位	現状		目標
				年度	数値	最終(H32)
1	○ 鳥獣保護区の指定数		ヶ所	H24	6	6
2	○ 鳥獣保護区の面積		ha	H24	1,756	1,756
3	◎ 鳥獣による農林業など被害金額		万円	H24	142	142

2【自然環境】豊かな自然の中で人々が共生できるまち

4 <環境要素>自然とのふれあい <基本施策>人と自然との豊かなふれあいの推進

(1) 現況と課題

自然には、山や川のように本来そこにあるものから、田畑や農村、都市公園のように人間がつくりだしたものまで非常に広い対象が含まれています。しかし、共通していることは、自然とふれあうことにより、安らぎや憩いを得ることができるとともに、自然や緑を守ることについて考えるきっかけができることです。

本市には、生活・歴史・文化の源となっている阿武隈川やそこに注ぐ中小河川、霊山などの貴重な自然が数多く残されています。そしてそれらの自然資源を活用した自然公園や登山道・遊歩道、体験施設、イベントなど、様々なかたちで自然とのふれあいの場や機会が整備されています。

今後も環境放射線モニタリング*調査などを継続し、正確でわかりやすい情報提供を行うことで、さらに自然とふれあうことのできる場や機会の整備・充実に取り組み、自然保護意識の高揚や自然と共生する上でのマナー向上などに努めていく必要があります。

■主な自然とふれあうことのできる場

伊達地域	愛宕山／阿武隈川／サイクリングロード
梁川地域	やながわ希望の森公園／二野袋公園(藤)／山舟生(アジサイ)／羽山登山道
保原地域	赤坂の里森林公園／高子沼二十境ハイキングコース／富成花見山自然公園／紅屋峠自然公園(千本桜)／薬師堂(桜)
霊山地域	霊山県立自然公園／霊山こどもの村／りょうぜん里山がっこう／霊山あすなるの里／霊山湧水の里／茶臼山(桜)
月館地域	月見館森林公園／布川せせらぎの里／セツ森街道(桜)／つきだて交流館もりもり



▲愛宕山



▲やながわ希望の森公園



▲赤坂の里森林公園



▲霊山こどもの村



▲月見館森林公園

(2) 環境の保全・創造に向けた市の取り組み

■自然とのふれあいの場づくり

自然体験型の学習拠点の整備	【実施担当課】
1 霊山こどもの村、つきだて交流館もりもりなど、自然体験型施設の整備・学習機能の充実を図り、環境学習の拠点の整備に努めます。	農 林 整 備 課 商 工 観 光 課 総 合 支 所

■自然とのふれあいの機会づくり

ふれあい活動の推進	【実施担当課】
2 クライン・ガルテン*（滞在型市民農園施設）を整備します。	農 政 課 商 工 観 光 課 総 合 支 所
3 霊山などの自然資源を活用したエコツーリズム*やグリーンツーリズム*など、伊達市の特性を活かした農林業と体験型観光との連携を促す体制づくりに努めます。	農 政 課 商 工 観 光 課 総 合 支 所

自然観察イベントの参加促進	【実施担当課】
4 イベント告知や人材提供を通して、市民団体などによる自然観察イベントの開催を支援します。	環 境 防 災 課 総 合 支 所

自然体験型施設の利活用促進	【実施担当課】
5 霊山こどもの村やつきだて交流館もりもりなどの自然体験型施設の利用環境を整備し充実を図り、利用促進に努めます。	商 工 観 光 課 総 合 支 所
6 りょうぜん里山がっこう、霊山あすなろの里など、民間施設における利活用の促進を支援します。	商 工 観 光 課 総 合 支 所
7 やながわ希望の森公園、赤坂の里森林公園を始めとする市内のキャンプ場における宿泊学習の推進を図ります。	商 工 観 光 課 総 合 支 所

身近な自然とのふれあい	【実施担当課】
8 ビオトープ*の整備や自然観察会を開催するなど、子どもたちに対し身近な自然とのふれあいの場を提供します。	農 林 整 備 課 土 木 課 環 境 防 災 課 学 校 教 育 課

(3) 市民の取り組み

- 自然観察イベントなどに積極的に参加し、市の自然環境への理解を深めましょう。
- クライン・ガルテン*（滞在型市民農園施設）やグリーンツーリズム*、エコツーリズム*などで本市を訪れた人たちと積極的に交流し、本市への理解を深めましょう。
- 霊山こどもの村やつきだて交流館もりもりなどの自然体験型施設を積極的に利用しましょう。
- 自然とふれあう場に出たごみは必ず持ち帰りましょう。

(4) 滞在者に期待される取り組み

- クライン・ガルテン*(滞在型市民農園施設)やグリーンツーリズム*、エコツーリズム*に関心を持ち、農業体験や森林・里山体験などを積極的に行いましょう。
- 自然観察イベントなどに積極的に参加し、市の自然環境への理解を深めましょう。
- 霊山こどもの村やつきだて交流館もりもりなどの自然体験型施設を積極的に利用しましょう。

(5) 進行管理指標

	環境指標	◎ 成果指標 ○ 取り組み指標	単位	現状		目標
				年度	数値	最終(H32)
1	○ グリーンツーリズム*、エコツーリズム*による交流者数		人	H24	5,798	13,000
2	○ 自然体験型施設利用者数		人	H24	62,661	98,000



▲つきだて花工房



▲山舟生くぼたあじさい園

3【生活環境】誰もが健康で安心して暮らせるまち

1 <環境要素>大気環境 <基本施策>良好な大気環境の維持・保全

(1) 現況と課題

大気汚染とは、産業活動や日常生活などにより、大気中に様々な汚染物質が排出され、人の健康が損なわれ、快適な生活環境に影響を及ぼすことをいいます。

その原因としては、工場や事業所などの固定発生源から発生するばい煙や粉じん、自動車などの移動発生源から発生する排気ガスなどが主なものと考えられます。

隣接する福島市内に設置されている一般環境大気測定局の測定結果では、全国的に環境基準が達成されていない光化学オキシダント*を除き、二酸化窒素や浮遊粒子状物質*などは全て環境基準を達成しているため、本市の大気環境は総じて良好な状況といえますが、微小粒子状物質 PM2.5*への懸念も高まっていることから、大気状況を注視するとともに、大気汚染の未然防止の啓発を行っていく必要があります。

また、家庭用小型焼却炉やドラム缶などによる家庭ごみの焼却や農業残さの野焼きに伴う苦情が市に寄せられています。こうした問題の解決に向け、廃棄物処理法の規定に基づく処理方法の周知徹底を図っていく必要があります。

(2) 環境の保全・創造に向けた市の取り組み

■暮らしに伴う大気環境負荷の低減

家庭ごみの適正処理の促進

【実施担当課】

- 1 野外焼却などによる大気環境負荷の抑制を図るため、法律に基づく家庭ごみの適正な処理方法について指導や啓発に努めます。

環境防災課
総合支所

■事業活動に伴う大気環境負荷の低減

法律に基づく規制・指導

【実施担当課】

- 2 大気汚染防止法に基づき、工場や事業所の使用燃料の適正化に向けた指導、啓発に努めます。

環境防災課

事業系廃棄物の適正処理の促進

【実施担当課】

- 3 剪定枝や農業用ビニールなどの適正処理の指導・啓発に努めます。

環境防災課
農政課

■自動車からの大気環境負荷の低減

エコドライブの普及促進

【実施担当課】

- 4 環境負荷の少ない運転の実践を誓う「エコドライブ*宣言」の普及促進を図ります。

環境防災課

- 5 エコドライブ*講習会を開催し、環境負荷の少ない運転技術の普及に努めます。

環境防災課

- 6 燃費の状況が把握できるエコドライブ*モニターの活用を促すことで、ドライバー自らの省燃費運転を推進します。

環境防災課

■大気環境状況の監視

速やかな情報収集と情報発信

【実施担当課】

- 7 微小粒子状物質 PM2.5*濃度などの大気汚染物質の状況を注視し、注意喚起の情報提供がなされた場合は、速やかに市民や関係機関に周知します。

環境防災課

(3) 市民の取り組み

- 家庭ごみは適正に処理し、屋外でのごみの焼却はやめましょう。
- 自動車を購入・更新する際は、低公害車*や低排出ガス車、低燃費車*などの環境負荷の少ない自動車を選択しましょう。
- 自動車を適正に整備しましょう。
- 自動車を運転する際は、アイドリングストップなど燃費効率のよいエコドライブ*を心がけましょう。

(4) 事業者の取り組み

- 農林業に伴う剪定枝などや使用済み農業用ビニールなどは適正に処理しましょう。
- 事業所からの排出ガスの適正処理や粉じんの発生抑制に努めましょう。
- 自動車を購入・更新する際は、低公害車*や低排出ガス車、低燃費車*などの環境負荷の少ない自動車を選択しましょう。
- 自動車の適正な整備に努めましょう。

(5) 進行管理指標

	環境指標	◎ 成果指標 ○ 取り組み指標	単位	現状		目標
				年度	数値	最終(H32)
1	◎ 二酸化窒素	環境基準適合状況	ppm	H23	0.01	0.01
2	◎ 浮遊粒子状物質*	環境基準適合状況	mg/m3	H23	0.018	0.018



野焼きは禁止です。

風俗習慣上の行事や農作業で直接必要な場合などの一部例外を除き、廃棄物の屋外焼却(野焼き)は法律で禁止されています。

また、家庭用の簡易な焼却炉での焼却も出来ません。

家庭から出たごみはルールに従い適切に分別し、指定された場所に出しましょう。



3【生活環境】誰もが健康で安心して暮らせるまち

2 <環境要素>水・土壌環境 <基本施策>良好な水・土壌環境の維持・保全

(1) 現況と課題

(水環境)

本市を流れる河川は、市内北西部を縦断して北上する一級河川阿武隈川水系に属しています。

市内では大正橋において阿武隈川の水質調査が行われており、環境基準を達成しています。しかし、阿武隈川の支流である広瀬川、東根川、伝樋川などは市街地を流れているため、生活排水の流入などによる水質悪化が懸念されています。

特に広瀬川の支流である小国川については、毎年続けて水質環境基準(BOD*)を超過していました。主な原因は生活排水の流入であると考えられることから、広瀬川流域を「生活排水対策重点地域」として指定し、合併処理浄化槽の設置促進や流域自治体担当で構成する協議会などの活動を通じて、広瀬川の水質浄化に取り組んでいます。その結果、現在は着実に改善されつつあり、平成21年度以降は環境基準を下回っています。

また、市内の古川や東根川などの中小河川や排水路などにおいて、家庭や工場からの油類の流出による水質汚染事故が頻発しています。これらは故意によるものではなく、人為的な作業ミス(不注意)などによるものがほとんどであり、市では発生の都度、適正指導に努めています。

加えて、原子力災害の影響による河川水の放射性物質汚染が心配されているため、本市では、平成24年度から市内を流れる主要河川において河川水に含まれる放射性物質の調査を行っていますが、これまで、全ての調査地点において放射性物質は検出されていません。

本市における生活排水処理は、公共下水道施設と公共下水道供用区域以外は農業集落排水施設及び合併処理浄化槽により行われています。

生活排水の公共下水道処理人口普及率は平成23年度末時点で31.6%、農業集落排水施設と合併処理浄化槽を含めた生活排水処理施設総数の人口普及率は53.8%となっており、福島県平均の公共下水道処理人口普及率49.2%及び生活排水処理施設総数の人口普及率75.3%と比較しても普及率が低く、整備が遅れています。

地域の特性に応じた計画的な排水対策が必要とされています。

■生活排水処理施設の整備状況(平成23年度)

地域	住民基本 台帳人口 (人)	総数		公共下水道		農業集落排水施設		合併処理浄化槽 他	
		処理・整備人口 (人)	普及率 (%)	処理人口 (人)	普及率 (%)	整備人口 (人)	普及率 (%)	整備人口 (人)	普及率 (%)
伊達市	65,626	35,330	53.8	20,734	31.6	1,204	1.8	13,392	20.4
福島県	1,813,193	1,365,706	75.3	892,378	49.2	118,902	6.6	352,796	19.5

資料:福島県統計年鑑2013

(土壌環境)

土壌汚染は、その多くが事業活動に伴って排出される重金属類や化学物質などの有害物質を含んだ排水及びばい煙、廃棄物を介してもたらされています。土壌の汚染は累積的に拡大するため、汚染地域が広範囲に亘ります。また、土壌が一旦汚染されると、その汚染物質は長期間残留し、植物の生育や農畜産物などを通して、人の健康に影響を及ぼし続けることになり、その対策にも長い時間を要することとなります。

近年、これまでの鉱山などの影響による農用地の土壌汚染に代わり、有害廃棄物や化学物質などによる市街地の土壌汚染が懸念されており、平成3年以降、カドミウムや有機塩素系化合物など25項目について土壌の汚染に係る環境基準が設定されています。

本市では、健全な土壌を保全するために、農地などにおける農薬の適正な使用について啓発しているとともに、農薬・化学肥料を減じた環境保全型農業の普及を図っています。

また、放射性物質*による汚染の影響も懸念されますが、本市では自然減衰と迅速な生活圏の除染により、生活への影響は少なくなっています。

ただし、今後も放射性物質*の残存が避けられないことから、健康管理と連携した対策を行っていく必要があります。

(2) 環境の保全・創造に向けた市の取り組み

■生活排水処理対策の推進

公共下水道、の計画的な整備促進	【実施担当課】
1 認可区域における公共下水道の整備を推進するとともに、事業の進捗状況などにより全体計画を見直し、効率的・効果的に整備を促進します。	下水道課
合併処理浄化槽の設置促進	【実施担当課】
② 公共下水道認可区域外、農業集落排水事業整備区域外の地域では、合併処理浄化槽の設置費助成などを通じて生活排水の適切な処理を推進します。	下水道課
3 合併処理浄化槽の性能維持・清潔保持のため、設置者に対して適切な維持・管理の指導・啓発に努めます。	下水道課
4 単独処理浄化槽の設置者に対して、計画的な合併処理浄化槽への切り替えを促します。	下水道課 環境防災課
適切な生活排水処理の啓発	【実施担当課】
5 家庭における適切な生活排水の処理について指導・啓発を徹底します。 (合成洗剤、油など)	環境防災課

■産業排水処理対策の推進

適正な排水処理の指導	【実施担当課】
6 事業所からの未処理排水や化学物質などの漏洩を防止するため、適切な設備の設置や維持管理、作業方法などについて指導します。	環境防災課

■水質浄化対策の推進

流域連携による対策の推進		【実施担当課】
7	広瀬川は、水質汚濁防止法に基づき、広瀬川流域生活排水対策重点地域に指定されており、下水道区域内の未接続世帯に対する接続促進及び区域外の流域世帯に対して、合併処理浄化槽設置の促進や生活排水マナーの啓発に努めます。	下水道課 環境防災課
自然環境に配慮した河川整備・管理		【実施担当課】
⑧	関係機関と連携し、生態系*などに配慮した多自然川づくり・管理を推進します。	土木課
9	関係機関と連携し、河川や池沼などにおいて、水質浄化作用のある自然植生の保全に努めます。	土木課 農林整備課 環境防災課
10	県が指定する生活排水対策重点地点である広瀬川をはじめ、東根川、古川などの市内主要河川について、民間団体と協力するなどしながら、定期的に放射性物質*を含めた水質調査を実施し、結果を公表します。	環境防災課 総合支所
意識啓発の促進		【実施担当課】
11	水辺観察会などのイベントを通じて、市民の水質浄化に対する意識啓発に努めます。	環境防災課
水資源の保全		
節水行動の促進		【実施担当課】
12	広報紙やパンフレットなどを通じて、市民や事業者への節水意識の啓発に努めます。	水道総務課 環境防災課
13	庁舎や公民館、学校などの特に市民の利用が多い公共施設において、節水型機器・設備の率先導入に努めます。	各施設担当課
14	小中学校などのプール管理者に対し、夏季のプール使用に伴う水の適正利用を働きかけます。	学校教育課
雨水及び地下水利用の促進		【実施担当課】
15	公共施設における雨水貯留施設の導入及び雨水の雑用水としての利用を推進します。	各施設担当課
16	家庭や事業所における雨水貯留施設として、雨水タンクなどの設置を促進します。	環境防災課
17	井戸の適正管理や井戸水（地下水）汚染に対する啓発に努めつつ、井戸水の適正利用を促します。	環境防災課 施設工事課
雨水の地下浸透の促進		【実施担当課】
18	歩道や公共施設の駐車場などの整備に際しては、透水性舗装の採用に努めます。	土木課 各施設担当課

■ 土壌環境の保全

法令に基づく規制・指導	【実施担当課】
19 関係機関と連携し、工場・事業所に対して土壌汚染防止法に基づく規制・指導を推進します。	環境防災課
農薬使用の適正化	【実施担当課】
20 関係機関と連携し、適正な農薬使用と有機栽培*や減農薬栽培への取り組みを促進します。	農政課
21 関係機関と連携し、農薬を散布する際の隣接するほ場や住宅などへの飛散（ドリフト）防止について指導・啓発に努めます。	農政課
22 農薬を使用（または散布）する際、残液や空き瓶、空き袋、散布機器の洗浄液などは、適切に処理を行うように指導・啓発に努めます。	農政課

（3）市民の取り組み

- 下水道への接続や合併処理浄化槽の設置・維持管理により、生活排水の汚濁防止に努めましょう。
- 井戸を所有（井戸水を飲用）している家庭では、適正管理に努めましょう。
- 無リン洗剤など、環境負荷の少ない洗剤を利用しましょう。
- 調理くずなどは、分別などにより適正に処理しましょう。
- 地域における河川やため池などの清掃に協力しましょう。
- 庭などの宅地内はなるべく雨水が浸透しやすい状態に保ちましょう。
- 節水や雨水の有効利用に努めましょう。
- 減農薬・減化学肥料や有機栽培*でつくられた作物を積極的に購入しましょう。
- 除草剤などの使用にあたっては、必要最小限に抑えましょう。

（4）事業者の取り組み

- 事業活動に伴う排水は、法規制に基づき適切に処理しましょう。
- 開発工事に伴う土砂の流出を防止しましょう。
- 家畜などのふん尿は、適正に処理しましょう。
- 農薬などは適正に使用しましょう。
- 河川やため池などの清掃活動、環境美化活動などに積極的に協力しましょう。
- 水道メーターを定期的に確認し、水漏れを防ぎましょう。
- 雨水タンクなどを設置し、雨水の有効利用に努めましょう。
- 敷地内はなるべく雨水が浸透しやすい状態に保ちましょう。
- 農薬や化学肥料などは適正に使用するとともに、減農薬、減化学肥料栽培に努めましょう。
- 農薬を多く使用する事業者は、農薬使用に伴う環境負荷軽減に努めましょう。
- 農業者間における使用農薬の種類や時期について調整などを行いましょう。
- 農薬販売事業者は、販売する際に適正使用に関する指導に努めましょう。

(5) 進行管理指標

	環境指標 ◎ 成果指標 ○ 取り組み指標	単位	現状		目標
			年度	数値	最終(H32)
1	◎ 小国川の水質基準(BOD*75%水質値)	mg/ℓ	H23	1.7	1.5
2	◎ 広瀬川の水質基準(BOD*75%水質値)	mg/ℓ	H23	1.1	1.0
3	◎ 古川の水質基準(BOD*値)	mg/ℓ	H23	10.2	7.0
4	○ 汚水処理人口普及率 (汚水処理施設整備人口/市人口)	%	H24	56.4	73.2
5	○ 公共下水道接続率 (公共下水道接続人口/公共下水道整備区域内人口)	%	H24	66.5	75.8
6	○ 農業集落排水接続率 (農業集落排水接続人口/農業集落排水整備区域内人口)	%	H24	96.5	98.9
7	○ 合併処理浄化槽処理人口普及率 (合併処理浄化槽設置人口/市人口)	%	H24	22.6	35.0
8	○ 合併処理浄化槽設置基数(補助金交付対象)	基	H24	117	230
9	○ 合併処理浄化槽設置基数(補助金交付対象)累計	基	H24	2,504	4,603



「ほんのちょっと」が、川をこんなに汚しています。

右の表は、魚が住める水質にするために必要な水量の目安です。例えば、使用済み天ぷら油(20ml)を間違えて排水口に流してしまった場合、魚が住める水質に戻すためには6,000ℓの水が必要、という意味です。6000ℓとは、普通のバスタブ(300ℓ)の20杯分にも相当します！

普段、何気なく流しているものでも、水質を元に戻すためにはこれだけの水量で薄める必要があるのです。

■魚が住める水質にするために必要な推量の目安(ℓ)

使用済み天ぷら油(20ml)	6,000
マヨネーズ(大さじ1杯、15ml)	3,900
牛乳(コップ1杯、200ml)	3,300
ビール(コップ1杯、180ml)	3,000
1回目の米のとぎ汁(500ml)	1,200
肉じゃがの汁(100ml)	990
中濃ソース(大さじ1杯、15ml)	390
シャンプー(1回分、4.5ml)	201
台所用洗剤(1回分、4.5ml)	201

資料:「生活排水読本」(環境省)をもとに作成

3【生活環境】誰もが健康で安心して暮らせるまち

3 <環境要素>廃棄物・リサイクル <基本施策>3R*と適正な廃棄物処理の推進

(1) 現況と課題

本市から排出される一般廃棄物については、1市3町(伊達市、桑折町、国見町、川俣町)で構成する伊達地方衛生処理組合において処理しています。

本市の平成23年度における1人1日あたりのごみ排出量は約1,003g、リサイクル率は11.6%であり、県平均(同1,068g、14.1%)、全国平均(同975g、20.4%)と比べリサイクル率が低い状況です。

生活ごみの収集では、正しい分別の啓発・実践のため、ごみの排出時に指定ごみ袋に排出者氏名を記入する記名出し制度を導入しています。必ずしも記名が徹底されてはいませんが、ごみの分別促進に貢献しています。ただし、まだまだ分別が徹底されているとはいえない状況にあります。

なお、平成18年の合併当初は旧町ごとに収集回数などのごみ出しルールが異なっていましたが、現在は市内全体で統一化を図り、ごみ出しカレンダーの配布などを通じて、市民に周知徹底を図っています。

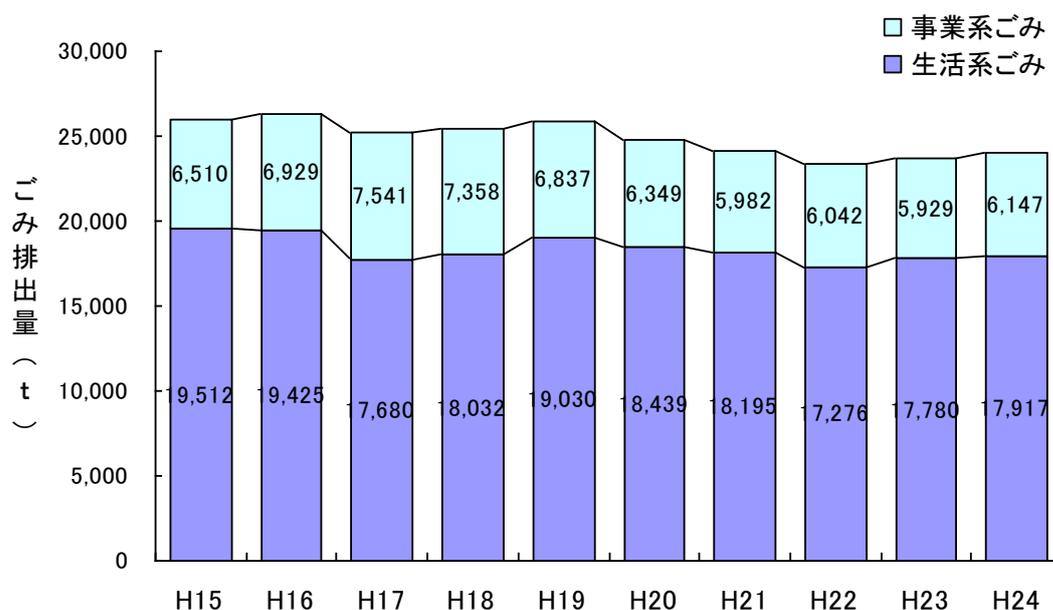
近年は生活系・事業系ともにごみの排出量は着実に減少していましたが、東日本大震災後の平成23年度、平成24年度は、その影響もあり特に粗大ごみなどが増加したことから、若干ながらごみ排出量が増加に転じています。

また、本市では、生活環境の保全と安全・安心の確保を図るため、東日本大震災により被災、損壊した家屋などの解体・撤去事業としておよそ22,600tの災害廃棄物の処理を行いました。

伊達地方衛生処理組合では、上記事業以外の災害廃棄物処理を行っており、適正処理や再生利用を進めています。

今後は、さらなるごみの減少とリサイクル率の向上を目指し、市民や事業者とともに、さらなる分別化、資源化への取り組みが必要です。

■ごみ排出量の推移



資料 伊達地方衛生処理組合

(2) 環境の保全・創造に向けた市の取り組み

■ごみの減量化

生活系ごみの減量化		【実施担当課】
①	県事業の「ストップ・ザ・レジ袋」実施店などにおける、レジ袋削減を推進するために、毎月8日、9日のマイバック推進デーの周知・啓発などを通じてマイバッグの持参運動を促進します。	環境防災課 商工観光課
②	生ごみ減量化処理機購入補助金制度（電動生ごみ処理機、コンポストなど）の周知に努め、同制度の利用を通じて生ごみの減量化を図ります。	環境防災課 総合支所
3	「もったいない運動」や「ごみダイエット宣言」などの取り組みを通じて、家庭における省資源、ごみの発生抑制・減量化に向けた取り組みを促進します。	環境防災課
④	ごみの減量化のため、マイ箸、マイボトル、マイカップなどの携行・利用を促します。市役所職員は率先してこれらの利用に努めます。	環境防災課
5	学校給食や飲食業などの残さは廃棄物とせず、飼料化や堆肥化をし、有効活用に努めます。	環境防災課 教育委員会

事業系ごみの減量化		【実施担当課】
⑥	伊達地方衛生処理組合に持ち込まれる事業系ごみについて、分別や減量化を推進します。特に、不燃ごみやリサイクル可能な古紙類などについて、事業者自らによる資源化と適正な処理を促進します。	環境防災課
7	建築廃材のリサイクルを促進するとともに、リサイクルしやすい建築材の利用を促進します。	環境防災課 商工観光課

■再使用・再生利用の促進

資源ごみの回収促進		【実施担当課】
⑧	プラスチック製品や紙類などの資源物指定品目の分別徹底を周知するとともに、リサイクル推進のため、新たな資源物指定品目の検討を行います。	環境防災課 総合支所
9	資源集団回収の取り組みを促進します。	環境防災課 総合支所
10	収集した資源物を安定的で適正な流通ルートに乗せるため、リサイクル施設やストックヤードなどの整備に努めます。	環境防災課
11	市民の清掃事業やリサイクルへの協力を得るため、市民のリサイクル活動の拠点となる施設の整備・充実に努めます。	環境防災課
12	ごみ減量化・資源化施策の推進と、省資源・リサイクルなど環境に配慮したライフスタイルの市民への普及・啓発を行います。	環境防災課 総合支所
⑬	資源の有効活用と環境汚染防止のため、小型家電リサイクル制度による分別回収を検討します。	環境防災課

事業系ごみの再利用促進		【実施担当課】
14	情報提供などを通じて、県内で生じた廃棄物などを利用して製造された優良な製品を県が認定し、利用を推進する「うつくしま、エコ・リサイクル製品認定制度」の認定を促進します。	環境防災課

■ごみの適正処理の推進

分別排出、ごみ出しルールの周知徹底		【実施担当課】
15	正しい分別の啓発・実践のため、ごみ袋記名出し制度を継続します。	環境防災課 総合支所
16	ごみ出しルールの周知徹底のため、家庭用ごみ収集カレンダーを作成し、各世帯へ配布します。	環境防災課 総合支所
17	ごみの分別方法やリサイクルに関する相談などに対し、迅速に対応できる体制の整備に努めます。	環境防災課 総合支所
18	廃棄物の不適正処理の原因となる、一般廃棄物収集運搬許可のない違法な不用品回収などの防止に取り組み、廃棄物の適正な収集運搬・処理に努めます。	環境防災課 総合支所
ごみステーションの適正管理		【実施担当課】
19	地域におけるごみステーションについて、地域の自主的な管理、美観保持の取り組みを促進します。	環境防災課 総合支所
市民サービスの充実、適正化		【実施担当課】
20	集積所までごみを持ち運ぶことが困難な高齢者や身体障害者に対する支援策を実施します。	高齢福祉課 社会福祉課 環境防災課
21	適正なごみ処理を推進するために必要な経費について精査し、排出量に応じた負担の公平化を図ります。	環境防災課 総合支所

(3) 市民の取り組み

- 買い物の際は、簡易包装商品の選択に努めるとともに、マイバッグやマイバスケットを持参するなどして、レジ袋の利用を控えましょう。
- マイ箸、マイボトル、マイカップなどの携行・利用に努めましょう。
- 食材購入や調理方法、献立などの工夫により、家庭から出る調理くずや食べ残しなどの生ごみを減らしましょう。
- 家庭から出る生ごみは、生ごみ処理機を活用するなどして減量化やリサイクルに努めましょう。
- 容器や包装紙などはすぐに廃棄物とせず、再利用などに努めましょう。
- 地域で行われる廃品回収や集団資源回収に協力しましょう。
- 不要なものでもまだ使えるものは、フリーマーケットなどに提供しましょう。
- 不用品は、トラック型回収、空き地型回収などの一般廃棄物収集運搬業許可のない違法な回収業者に引き渡さないよう注意し、適切な方法で処分しましょう。
- 環境学習イベントや見学会などに積極的に参加し、市のごみ処理やリサイクルの仕組みについて理解を深めましょう。
- 「家電リサイクル法」により資源回収が義務づけられている冷蔵庫やエアコンなどは、適切に処分しましょう。

- ごみや資源物は市で決められた収集日を守り、決められた方法に従って排出しましょう。
- ごみはきちんと分別しましょう。特にプラスチック製品や紙類は分別を徹底し、可燃物ではなく資源物として排出するようにしましょう。
- 地域において、ごみステーションを適切に管理し、美観を保持しましょう。

(4) 事業者の取り組み

- リサイクルしやすい製品の開発に努めましょう。
- 物品購入の際、不要な包装箱などは可能な限り納入業者などに持ち帰ってもらいましょう。
- 資料やカタログ類は無料提供であっても必要なもの以外は受け取らないようにしましょう。
- リサイクル可能な古紙類は可燃ごみとして出さず、適切に分別回収して古紙リサイクルに努めましょう。
- 飲食店や食品加工場などでは、メニューや調理方法の工夫により、調理くずや残飯などの生ごみの減量化に努めましょう。なおも残る生ごみは他産業(特に農業)との連携で有効活用しましょう。
- 卸売り・小売業では、商品の簡易包装や梱包材などの発生抑制に努めましょう。また、消費者にレジ袋の利用を控え、マイバッグやマイバスケットを利用するように呼びかけましょう。
- 事業系ごみは決められた排出ルールを守り、排出者の責任において適正に処理しましょう。
- 産業廃棄物は、適切な許可業者に処理・リサイクルを委託するなど、適切に処理しましょう。
- 建設業では、建設発生土の有効利用やアスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、建設発生木材などの再資源化を推進しましょう。
- 建設業者などは「建設リサイクル法」及び「マニフェスト制度」を理解し、産業廃棄物の再資源化及び不法投棄の未然防止に努めましょう。

(5) 進行管理指標

	環境指標 ◎ 成果指標 ○ 取り組み指標	単位	現状		目標
			年度	数値	最終(H32)
1	◎ 一人一日当たりのごみ排出量	g	H24	1,039	871
2	◎ ごみ総排出量	t	H24	24,816	20,000
3	◎ リサイクル率	%	H24	12.5	20.0
4	◎ 古紙類再資源化量	t	H24	1,545	2,200
5	○ 生ごみ処理機購入助成件数	件	H24	14	30

3 【生活環境】誰もが健康で安心して暮らせるまち

4 <環境要素>身近な生活環境 <基本施策>身近な生活環境の保全・向上

(1) 現況と課題

(悪臭)

悪臭は、人の臭覚により直接感じられるうえ、発生源が比較的身近にあることから、一般的に苦情の多い項目となっています。悪臭の発生源は、主に生活系(生活排水など)と事業系(工場、事業所、家畜など)に分けられます。悪臭苦情における発生源は工場や畜産フン尿などが多いとされています。

本市の伊達・梁川・保原地域の市街地や工業団地などの一部は、悪臭防止法に基づく規制地域に指定されており、悪臭物質ごとの濃度規制を受けています。

また、伏黒及びその周辺地域について、近年畜舎などからの臭気に関する苦情が増加していることから、平成24年3月より悪臭防止法による規制地域に指定され、臭気指数による規制を受けています。

今後も、悪臭防止法に基づく規制基準順守の徹底と、適切な臭気防止対策について指導していくことが必要です。

(騒音・振動)

騒音や振動は悪臭と並び感覚公害と呼ばれています。直接的に人間の感覚を刺激し、人体に対して、心理的影響を与えることが多く、生活環境を保全する上で重要な問題となっています。

こうした騒音や振動の防止対策として、市では発生源となり得る工場・事業所の監視などを行うとともに、騒音規制法や振動規制法などの各種法規制に基づく届出の徹底や基準値の順守、防止対策の指導などを行っています。

なお、本市の伊達地域は騒音規制法・振動規制法に基づく指定地域、福島県生活環境の保全などに関する条例に基づく深夜騒音規制地域に指定されており、良好な住環境を保全するため、用途地域ごとに規制基準が定められています。

本市では、以前は騒音・振動に関する苦情は寄せられていませんでしたが、近年になって苦情が寄せられています。今後も引き続き各種法規制に基づく届出や防止対策の徹底を図っていくとともに、最近はこうした規制に馴染まない日常生活における近隣騒音が問題になることもあることから、近隣に配慮した暮らし方に関する啓発も必要です。

(2) 環境の保全・創造に向けた市の取り組み

■騒音・振動・悪臭防止対策の推進

家庭における悪臭防止の取り組み促進	【実施担当課】
1 家庭における生活雑排水対策や合併処理浄化槽の整備・点検など、悪臭防止に関する対策や取り組みを促進します。	下水道課 環境防災課 総合支所
工場や事業所、畜産農家に対する指導・規制、公害防止対策の促進	【実施担当課】
2 関係機関と連携し、騒音規制法・振動規制法・悪臭防止法などの各種法規制に基づき、工場や事業場における騒音・振動・悪臭の規制・指導に努めます。	商工観光課 農政課 環境防災課
3 畜産農家に対し、助成制度の情報提供などを行いつつ、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進が図られるよう、ふん尿処理施設の整備、臭気防止対策などの指導に努めます。	農政課 環境防災課 総合支所

■近隣公害の未然防止

近隣生活騒音の防止	【実施担当課】
4 ペットのむだ吠えの抑制など、ペットの適切な飼い方、マナーやモラルについて指導・啓発に努めます。	環境防災課 総合支所
5 ピアノやカラオケなどの近隣生活騒音の防止に関する啓発に努めます。	環境防災課 総合支所
深夜騒音の防止	【実施担当課】
6 深夜営業店舗におけるカラオケなどの深夜騒音に対する指導・啓発に努めます。	環境防災課 総合支所
低周波音の防止	【実施担当課】
7 工場のコンプレッサーや家庭用のボイラー、エアコンの室外機などによる低周波音防止のため、設置場所などに関する適切な指導・啓発に努めます。	環境防災課 総合支所

(3) 市民の取り組み

- 自動車運転時の無駄な空ぶかしやアイドリングは控えましょう。
- 家庭でのピアノやカラオケなどは、近隣に迷惑をかけないよう、時間帯や音量に配慮しましょう。
- 飼い犬が無駄吠えをしないよう、飼い主は適切にしつけましょう。
- 身近にある快適な音について関心を持ちましょう。
- 合併処理浄化槽の適切な維持管理や自宅周辺の下水・側溝の定期的な清掃などにより、悪臭の発生を抑制しましょう。
- ごみは決められた日に決められた場所へ出しましょう。
- ごみステーションの清掃、管理に努めましょう。
- 花を植えるなどして、生活に潤いをもたらすかおりの保全・創出に取り組みましょう。
- 身近にある快適なかおりについて関心を持ちましょう。

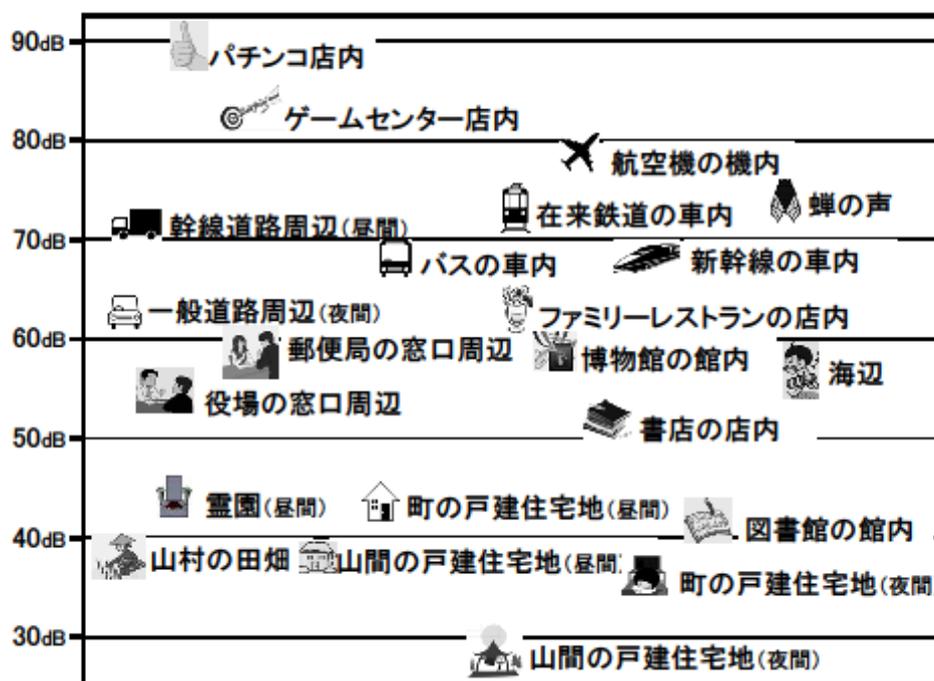
(4) 事業者の取り組み

- 「騒音規制法」や「振動規制法」に基づき、工場や事業所から発生する騒音・振動の抑制に努めましょう。
- 建設工事を行う際は、低騒音・低振動型機械を使用しましょう。
- 深夜営業などを行う際は、「騒音規制法」を順守し、近隣に迷惑をかけないように配慮しましょう。
- 合併処理浄化槽など、悪臭の原因となる施設について、適正な管理に努めましょう。
- 工場や事業所、畜産農家では、「悪臭防止法」を順守し、発生防止に努めましょう。

(5) 進行管理指標

環境指標	◎ 成果指標 ○ 取り組み指標	単位	現状		目標
			年度	数値	最終(H32)
1	○ 公害苦情件数	件	H24	8	2
2	○ 公害苦情件数のうち悪臭に関する件数	件	H24	3	0
3	○ 公害苦情件数のうち騒音・振動に関する件数	件	H24	3	0

■ 騒音の目安(地方都市・山村部用)



資料:「全国環境研協議会 騒音小委員会」

4 【快適環境】ゆとりと潤いのある快適に暮らせるまち

1 <環境要素>都市的環境 <基本施策>暮らしにおけるゆとりと潤いのある空間の保全・創出

(1) 現況と課題

現在、市街地における都市化が進行するなかで、道路や上下水道などの都市基盤の整備とともに、生活に潤いと、安らぎを与えてくれる、公園や緑地など良好な緑地空間の創出が求められています。

本市の都市計画公園としては、保原地域に街区公園4箇所と総合公園1箇所の計5箇所が整備されています。また、保原総合公園については、施設の老朽化が進んでいたことから、平成25年度に遊具の改修などを行い、子どもたちが安全・安心に利用できる公園としてリニューアルしました。

今後は、市街地における緑の果たす役割や重要性を市民に理解してもらうとともに、公共施設や道路、公園などの公共スペースにおける緑化を市民と連携しながら推進していく必要があります。また、各家庭や事業所敷地などにおいても緑の保全・創出を促進していく必要があります。

さらに、都市公園や緑のオープンスペースなどは、大規模災害時の避難地や復旧・復興活動の拠点などの役割も果たすため、各地域において計画的に整備・管理を推進していくことが必要です。

■都市計画公園の整備状況

地域	種別	名称	計画面積(ha)	供用面積(ha)	整備率(%)
保原地域	街区公園	保原公園	0.50	0.50	100.0
		弥生町公園	0.19	0.19	100.0
		久保公園	0.11	0.11	100.0
		丸山公園	0.15	0.15	100.0
		計	0.95	0.95	100.0
	総合公園	保原総合公園	10.80	10.80	100.0
伊達市計		5 箇所	11.75	11.75	100.0

資料:福島県都市計画年報(平成24年3月31日現在)

(2) 環境の保全・創造に向けた市の取り組み

■良好な住環境の保全・創出

開発と環境保全の調和のとれた土地利用の推進

【実施担当課】

- 1 伊達市都市計画マスタープランを見直し、伊達市健幸都市*基本条例や伊達市復興計画の推進を図るとともに、農地・自然と調和した計画的な土地利用を推進します。

都市計画課
農政課
総合政策課

計画的な公園・緑地の保全・整備

【実施担当課】

- 2 市域の緑地保全や緑化推進の基本方針となる緑の基本計画を策定し、施策の実施に努めます。

都市計画課

歩いて暮らせるまちづくりの推進		【実施担当課】
3	歩行者が街中などを安全に通行できる歩行者空間の整備を行います。	健幸都市推進室 土木課 管理課 都市計画課
4	賑わいのあるコンパクトな商店街の形成を推進します。	健幸都市推進室 土木課 管理課 都市計画課

■良好な街並みの保全・創出

伊達市らしい街並みの保存・創出		【実施担当課】
5	伊達市らしさの残る歴史的建造物などと調和した街並みの保存に努めます。	教育総務課 都市計画課
6	田畑や果樹園が醸し出す田園・里山風景の保全に努めます。	農政課 総合支所

景観阻害要因の改善促進		【実施担当課】
7	適切に管理されていない空き地や空き家の管理者に対し、除草などの適正管理を啓発・指導します。	環境防災課 総合支所
8	中心市街地や主要な景勝地などを中心に、電線類の地中化を検討します。	土木課
9	屋外広告物について、街並みを損ねることがないように適正な規制・誘導に努めます。	都市計画課
10	街の美観を損ねる違法屋外広告物の撤去に努めます。	都市計画課
11	悪質な落書きについては、警察と協力しつつ、法に基づき厳正な対処に努めます。	環境防災課 総合支所

■緑化の推進

市街地における緑化の推進		【実施担当課】
12	住宅地の整備などに際しては、地区計画制度や緑地協定などの活用を促進します。	都市計画課
13	地域住民の協力を得て、既存の樹林地や屋敷林について、保存樹の指定などにより保全に努めます。	都市計画課 教育総務課 環境防災課
14	苗の提供や顕彰制度の充実などを通じて、花いっぱい運動の取り組みや緑のカーテンの普及を促進します。	都市計画課 土木課 環境防災課 総合支所
15	生け垣設置費用の補助制度などを検討し、生け垣の設置を促進します。	環境防災課 土木課
16	各種緑化イベントなどを通じて、緑化意識の啓発に努めます。	農林整備課 都市計画課 環境防災課

公共空間における緑化の推進

【実施担当課】

17 公共施設などの市が管理するスペースでは、率先して緑化に努めます。	各施設担当課
18 街路樹やポケットパークなどの整備を推進します。	都市計画課 土木課
19 庁舎や学校などにおける屋上緑化を推進します。	各施設担当課

(3) 市民の取り組み

- 住宅を建設する際は、周辺環境との調和や適正な土地利用に留意しましょう。
- 良好な居住環境を確保するために市が行う土地利用誘導施策の趣旨を理解し、協力しましょう。
- 地区計画制度や建築協定、緑地協定などの活用にも努めましょう。
- 生け垣の設置・整備に努めましょう。
- 家庭において緑のカーテンを実践しましょう。

(4) 事業者の取り組み

- 開発事業を行う際は、「伊達市都市計画マスタープラン」などに基づき、適正な土地利用に留意しましょう。
- 建物建設や開発事業などを行う際は、緑の保全・創出、周辺の歴史的環境や自然環境と調和した伊達らしい景観づくりに協力しましょう。
- 事業所などを建設する際は、土地利用に配慮しつつ、市街地への立地に努めましょう。
- 屋外広告物についてはまち並みを損ねることがないように、適正な場所に設置しましょう。
- まちの美観を損ねる立て看板などの違法看板はやめましょう。
- ライトアップする際は、周辺環境や省エネに配慮しましょう。
- 事業所敷地内の緑化に努めましょう。

(5) 進行管理指標

	環境指標 ◎ 成果指標 ○ 取り組み指標	単位	現状		目標
			年度	数値	最終(H32)
1	◎ 一人当たりの都市公園面積	m ²	H24	2.1	11.1
2	○ 都市公園数	ヶ所	H24	5	28
3	○ 都市公園面積	ha	H24	11.75	61.13
4	○ 緑地協定締結件数	件	H24	1	1



協定締結による緑豊かな街並みの整備【諏訪野緑化景観協定】

本市西部の福島市に隣接する諏訪野地区(11.63ha)は、福島県住宅生活協同組合が事業主体となり、県の環境共生住宅市街地モデルとして整備されました。

都市緑地法第54条に基づく緑化景観協定を締結し、住民の主體的な維持・管理により、緑豊かな街並みが維持・創出されています。



▲良好な状態で維持・管理されている緑の街並み
(撮影:平成21年3月)

(1) 現況と課題

史跡や文化財などの地域に備わる歴史的文化的資源は、郷土の歴史・文化を正しく理解するために欠くことのできないものであり、将来の文化向上の基礎をなすものです。また、その地域の個性を形成する大きな要素であり、これらがまちとしての価値を高め、そこに住む人々の誇りとなります。

本市には多くの歴史的文化的資源が残されており、平成25年12月現在で登録されている市内の指定文化財は、国指定2件、県指定8件、市指定109件です。このほか、未指定の文化財も数多くあります。

国の史跡・名勝に指定されている名峰霊山をはじめ、伊達政宗が戦勝祈願したことで知られる梁川八幡神社、室町時代には伊達氏の本拠として機能した梁川城跡、修行僧の理想と地域の人々の信仰心を今に伝える岳林寺十六羅漢像など、各地域に貴重な史跡が多く残っています。

かつて蚕都と呼ばれ、養蚕業によって栄えた本市の産業文化を偲ばせる養蚕に関わる様々な用具類が「伊達地方の養蚕関連用具」(約2,530点)として国の登録有形民俗文化財に指定されています。

この他、郷土に伝わる伝統の祭りとしては、県の無形民俗文化財に指定され460年以上の歴史を誇る箱崎獅子舞(愛宕神社例大祭)、市の無形民俗文化財に指定されている羽山神社の祭り囃子、福島十大奇祭のひとつであるつつこ引き祭り、餅柱が珍しい蓮昌寺の十三溝会式などがあり、各地域の郷土への愛着を育む貴重な機会となっています。

近年、多くの自治体において、市民の歴史・文化に対する価値観の変化や地域における繋がり希薄化などを背景に、様々な歴史遺産や伝統的な文化・行事が失われようとしています。これと同時に、自然やものを大切にしてきた歴史も、価値観の変化から失われつつあります。本市においてもこれらの歴史的文化的資源の価値を改めて見つめ直し、文化財とのふれあいや学習の機会、伝統行事への参加などを通じて市民の理解や郷土意識を醸成し、自然やものを大切にしていた時代を振り返り、後世に守り伝えていく必要があります。

■指定文化財の状況

種別		数量
国指定	史跡・名勝	1
	登録有形文化財	1
県指定	建造物	1
	美術工芸品など	4
	史跡・名勝	2
	無形民俗文化財	1
市指定	建造物	8
	美術工芸品など	46
	史跡・名勝	18
	天然記念物	6
	有形民俗文化財	17
	無形民俗文化財	14
合計		119

資料 : 教育総務課



▲ 霊山
(国指定史跡・名勝)



▲ 梁川城跡
(県指定史跡・名勝)



▲ 養蚕用具
(国指定有形民俗)



▲ つつこ引き祭り
(市指定無形民俗)

(2) 環境の保全・創造に向けた市の取り組み

■文化財の保全と活用

学習機会の充実		【実施担当課】
1	郷土の歴史・文化を理解する機会として、保原歴史文化資料館などの活用を促進します。	教育総務課
計画的な整備の推進		【実施担当課】
2	養蚕関連用具などの調査・整理に努めます。	教育総務課 農政課
3	地域の文化財は地域で守ることを基本に、文化財保護ボランティアを育成し、文化財の保存に努めます。	教育総務課
4	指定文化財の計画的な整備を推進します。	教育総務課

■伝統文化の継承と活用

伝統行事の継承と活用		【実施担当課】
5	地域の祭りや伝統行事などへの参加を促進します。	総合支所
6	伊達市指定文化財となっている民俗芸能などの保護・継承のための活動を支援します。	教育総務課

(3) 市民の取り組み

- 文化財などに対する理解を深め、保護意識を持ちましょう。
- 郷土の歴史や文化に対する理解を深め、地域文化の振興に協力しましょう。
- 郷土の伝統産業や祭りに関心を持ち、積極的に参加・協力しましょう。

(4) 事業者の取り組み

- 開発事業を行う際は、埋蔵文化財に留意し、必要に応じて調査に協力しましょう。
- 市などが行う郷土の歴史に関する資料の調査や収集に協力しましょう。
- 郷土の伝統産業や祭りに対する理解を深め、積極的に協力・支援しましょう。

(5) 進行管理指標

	環境指標	◎ 成果指標 ○ 取り組み指標	単位	現状		目標
				年度	数値	最終(H32)
1	○ 文化財、文化施設を活用したイベント参加者数		人	H24	900	1,000
2	○ 登録指定文化財数		件	H24	118	122

4 【快適環境】ゆとりと潤いのある快適に暮らせるまち

3 <環境要素>まち美化 <基本施策>誰もが気持ちよく暮らすためのマナーやモラルの向上

(1) 現況と課題

近年、本市においてもペットを飼う人が増えており、これに伴い、放し飼いの犬や猫のフンの不始末など、ペットに関する苦情やトラブルが増えています。これらの原因の多くは、飼い主の無責任な飼育など、マナーやモラルに問題があると言われてしています。

また、ポイ捨てや不法投棄に関する情報や苦情が市に寄せられており、この問題が本市において顕在化・深刻化しつつあることが分かります。

こうした問題は総じて近隣への配慮不足、一人ひとりのマナーやモラル・道徳観の低下などが引き起こしている深刻な社会問題といえます。そして、これらの問題は一部の限られた大都市での問題ではなく、本市のような地方都市や山間部にまで及んでいます。

市では、不法投棄監視員を委嘱し、巡視により不法投棄の発生抑制・未然防止に努めているほか、啓発看板の設置や広報紙などを通じてルールへの順守やマナー・モラルの向上などを呼びかけています。しかし、最近では、こうした啓発活動だけでは成果が上がらず、罰則などを含めた規制手法に頼らざるを得ない自治体も増えています。

こうした規制的手法は最終的な手段として、本市では引き続き近隣への配慮やマナー・モラルの向上について啓発していく必要があります。

■市内における不法投棄の状況（平成24年度）

どの地域もタイヤとテレビの不法投棄が多いです。

単位：タイヤは本、ほかは台

	エアコン	TV	冷蔵庫	洗濯機	タイヤ	パソコン	その他	合計
伊達地域		48	2		45	5	29	129
梁川地域		8	1	1	121	5	4	140
保原地域		10	1	1	50		26	88
霊山地域	2		1	1	122		5	131
月舘地域		21	2	1	91	1	50	166
合計	2	87	7	4	429	11	114	654

注 伊達地方衛生処理組合に搬入された不法投棄ごみ

資料 一般廃棄物処理事業実態調査



▲家電製品(テレビ)



▲タイヤ



不法投棄を見つけたら通報を

市では、不法投棄対策として廃棄物不法投棄監視員を委嘱し、地域を巡視しています。不法投棄と思われる廃棄物を発見した場合は、監視員や市役所、警察に通報してください。

(通報のポイント)

①発見日時、②場所、③土地、④所有者、⑤廃棄物の種類、⑥廃棄物を運んでいる車のナンバー・会社名など、分かる範囲で通報してください。ただし、現場写真の撮影や、投棄者に対する注意は大変危険なため、絶対にしないで下さい。



(2) 環境の保全・創造に向けた市の取り組み

■不法投棄・ポイ捨て対策の推進

意識啓発、教育の徹底		【実施担当課】
1	広報紙やチラシなどを通じてごみの不法投棄や散乱防止に関する意識啓発を図ります。また、必要に応じて不法投棄の禁止を強く呼びかける啓発看板を設置します。	環境防災課 総合支所
2	観光やレクリエーションなどで本市を訪れる人々に対し、看板や観光パンフでの呼びかけなどを通じて、ごみの持ち帰りを促進します。	環境防災課 商工観光課 総合支所
3	親世代への波及効果をねらいとして、学校において、ポイ捨てや不法投棄の防止に関する道徳教育の充実を図ります。	学校教育課 環境防災課
環境パトロールの実施		【実施担当課】
4	廃棄物不法投棄監視員による定期的な巡視などにより、不法投棄の未然防止と迅速な処理に努めます。	環境防災課 総合支所
5	特に不法投棄が多い場所は、重点的に監視するエリアとして指定し、集中的な巡視や徹底した清掃で捨てづらい環境づくりに努めます。悪質な不法投棄が続く場合には、監視カメラを設置します。	環境防災課 総合支所
家電製品の不法投棄対策		【実施担当課】
6	家電リサイクル法に基づき、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機などの買い替え・廃棄時における処理方法について周知・啓発に努めます。	環境防災課 総合支所
建設リサイクルの推進		【実施担当課】
7	建設副産物の再利用先を安定的に確保する仕組みづくりに努めます。	土木課
8	建設発生土の受け入れ先を確保するため、市内及び近隣自治体における今後の開発事業などによる土需要を管理するなどし、計画的に残土処理ができるように努めます。	土木課
■環境美化の推進		
美化活動への参加促進		【実施担当課】
9	市内の公園や広場などの公共施設を対象に、緑化や美化活動を地域住民がボランティアで受け持つまち美化プログラムを推進します。	都市計画課 土木課 総合支所 各施設担当課
10	地域住民やNPOなどに対し、福島県が実施する「うつくしまの道・川サポート制度」への参加・取り組みを促進します。	土木課
11	伊達市ボランティアの日による清掃活動、環境美化活動への参加を促進します。	土木課 学校教育課
12	地域で行われる一斉美化活動やクリーンアップ作戦などの取り組みを支援します。	土木課 総合支所

美化に関するルールやマナーの向上		【実施担当課】
13	庭先や農地などへのポイ捨てや犬のふん放置などで困っている市民の方などに、啓発用の環境美化看板を無料配付します。	環境防災課 総合支所
14	犬の登録及び狂犬病予防注射実施時などに、ふんの放置防止啓発用パンフレットやふんの回収袋などを犬の飼い主に配布するなどして、意識啓発に努めます。	環境防災課 総合支所
15	空き地や空き家の管理者に対し、除草や衛生害虫の予防・駆除などの適正管理を啓発・指導します。	環境防災課 総合支所
環境美化を促進する仕組みづくり		【実施担当課】
16	デポジット制度*の導入を、先進的に取り組む自治体の事例を踏まえながら、企業などに対して促進します。	商工観光課
17	環境美化や緑化活動などに積極的に取り組む個人や団体を顕彰します。	環境防災課 農林整備課

(3) 市民の取り組み

- 各地域の環境保全団体などと協力し、地域の一斉清掃や「うつくしまの川・サポート制度」などの活動に積極的に参加しましょう。
- 不法投棄を見つけた場合は、速やかに市や関係機関に連絡しましょう。
- ペットのふんの後始末や路上喫煙の自粛などマナーを守り、まちの美化に努めましょう。
- 公衆便所などはほかに使う人のことを考え、清潔に使いましょう。
- 地域の公園や広場などの公共施設を対象に行われているまち美化プログラムに町内会などで参加し、身近な道路や公園などの緑化・美化活動に取り組みましょう。
- 空き地の所有者は、除草や防虫、散乱ごみの防止、安全管理など、適正管理に努めましょう。
- たばこの吸い殻や空き缶などのポイ捨てはやめましょう。

(4) 事業者の取り組み

- 地域で行われる一斉清掃や「うつくしまの川・サポート制度」などの活動に積極的に参加しましょう。
- 地域の公園や広場などの公共施設を対象に行われているまち美化プログラムに、事業所や職場などで参加し、身近な公園や広場などの緑化・美化活動に取り組みましょう。
- ペットの販売に際しては、飼い方など必要な説明を行いましょ。
- 事業所敷地内は除草や防虫、散乱ごみの防止、安全管理など適正管理に努めましょう。

(5) 進行管理指標

	環境指標	◎ 成果指標 ○ 取り組み指標	単位	現状		目標
				年度	数値	最終(H32)
1	○ 不法投棄搬入数		件	H24	654	200
2	○ うつくしまの道サポート制度登録団体数		団体	H24	6	16
3	○ うつくしまの川サポート制度登録団体数		団体	H24	1	6

5【地球環境】地域から地球環境の保全に貢献するまち

1 <環境要素>地球温暖化 <基本施策>地域から取り組む地球温暖化防止行動の推進

(1) 現況と課題

1750年頃から始まった産業革命以降の化石燃料の大量消費や開発による森林伐採などの人間活動により、大気中の二酸化炭素濃度は過去100年で産業革命前の約1.3倍となっています。そして、現在もなお増え続けています。

2013年9月に公表された「気候変動に関する政府間パネル(IPCC) 第5次評価報告書第1作業部会報告書(自然科学的根拠)」では、地球温暖化が進行していること、そしてその原因が人間活動によることを科学的に論じています。

その中で、これからも人類が、これまでと同じような活動を続けた場合、今世紀末には、地球全体の平均気温が最大4.8℃上昇し、海面が最大82cm上昇すると言われています。

本県では、平成18年3月に策定した福島県地球温暖化対策推進計画を、東日本大震災の影響を踏まえて平成25年3月に改定しました。平成32年度の温室効果ガス排出量について、再生可能エネルギー*や県民・企業の省エネルギーに向けた努力などを行うことにより、平成2年度比で10～15%の削減を図ることを中期的な目標とし、深刻さを増している地球温暖化への対応を県として積極的かつ総合的に推進していくこととしています。

特に、東日本大震災後に注目が集まっている再生可能エネルギー*については、「福島県再生可能エネルギー推進ビジョン」や「再生可能エネルギー先駆けの地アクションプラン」を策定し、再生可能エネルギー*の飛躍的な推進と、安全・安心で持続的に発展可能な社会に向けた取り組みを進めています。

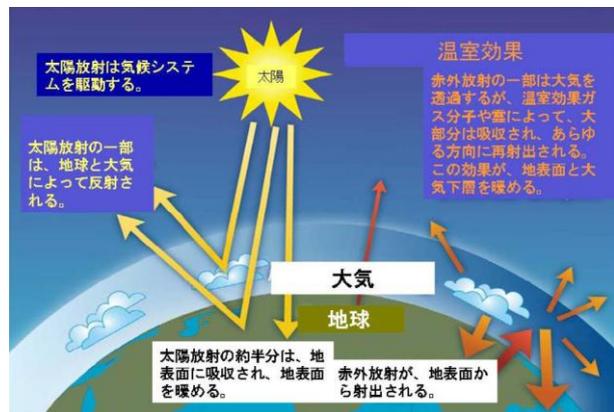
本市における二酸化炭素排出量については、2005年頃までは排出量は上昇していましたが、それ以降は減少傾向にありました。

しかし、本市の2011年度(平成23年度)の二酸化炭素排出量は約456千t-CO₂であり、原子力災害の影響による火力発電用の燃料消費の増加や、東日本大震災による震災復興事業などにより増加に転じています。

本市の地球温暖化対策については、平成22年4月から施行されている伊達市環境基本条例において、市は総合的かつ計画的に地球温暖化対策に取り組んでいくことが明記されています。

今後は、環境にやさしい低炭素社会・持続可能な社会の実現に向け、省エネルギーのさらなる推進や再生可能エネルギー*の導入促進などへの取り組みを強化していく必要があります。

本計画で掲げる温暖化対策の方向性を踏まえ、各主体の連携のもと、まずは地域でできることから取り組んでいくことが必要です。



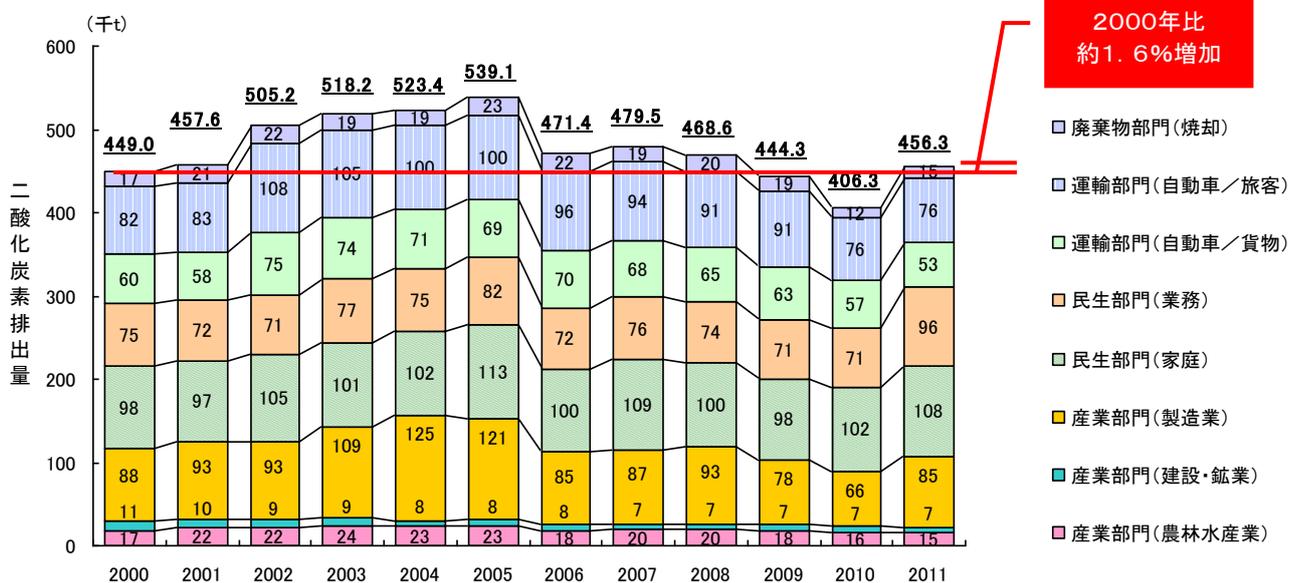
▲温室効果の概念図 (出典:気象庁 2007)

■伊達市における温室効果ガス*（二酸化炭素）の排出状況

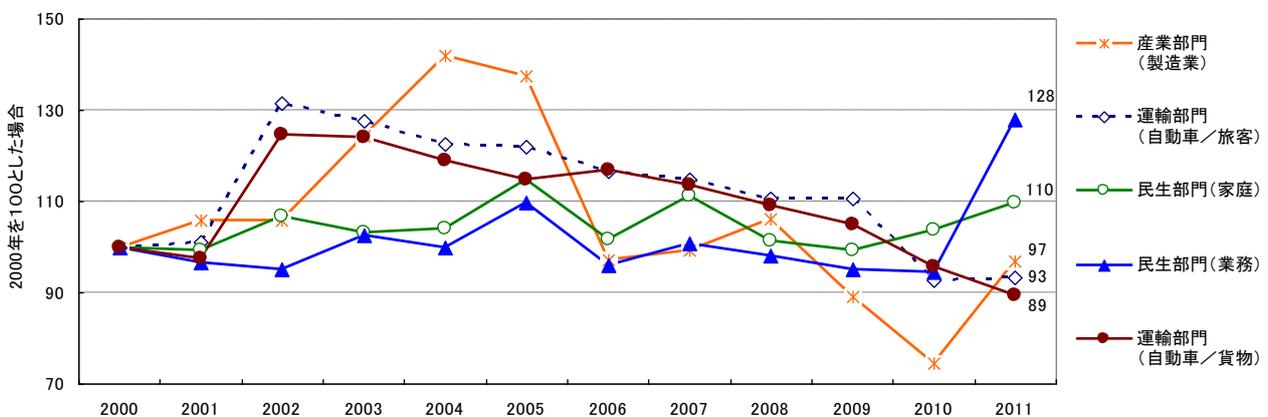
■部門別二酸化炭素排出量の経年変化（伊達市）

単位:t-CO₂

年度	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	増減率	
産業部門	農林水産業	17,461	22,150	22,170	23,737	22,840	23,055	18,444	19,566	19,670	17,955	16,213	15,190	-13.0%
	建設業	11,476	9,936	9,278	9,295	7,741	8,255	8,151	7,054	6,704	7,019	6,611	6,899	-39.9%
	製造業	87,936	93,076	93,181	109,391	124,928	120,773	85,457	87,245	93,333	78,401	65,523	85,091	-3.2%
民生部門	家庭	98,298	97,465	104,987	101,438	102,167	112,869	100,024	109,404	99,763	97,503	101,829	107,779	9.6%
	業務	75,011	72,350	71,266	76,832	74,916	82,394	72,087	75,603	73,646	71,270	70,958	96,034	28.0%
運輸部門	自動車	59,802	58,266	74,587	74,173	71,110	68,600	69,937	68,004	65,158	62,679	57,182	53,474	-10.6%
	貨物	81,948	82,917	107,796	104,559	100,449	99,934	95,541	94,118	90,755	90,570	75,964	76,402	-6.8%
旅客	17,086	21,457	21,938	18,812	19,237	23,265	21,721	18,518	19,566	18,894	12,028	15,418	-9.8%	
廃棄物(焼却)	17,086	21,457	21,938	18,812	19,237	23,265	21,721	18,518	19,566	18,894	12,028	15,418	-9.8%	
二酸化炭素排出量	449,017	457,616	505,202	518,238	523,388	539,144	471,362	479,512	468,595	444,290	406,309	456,288	1.6%	
2000年からの増減率	-	1.9%	12.5%	15.4%	16.6%	20.1%	5.0%	6.8%	4.4%	-1.1%	-9.5%	1.6%		
1人あたり排出量	6.3	6.4	7.1	7.4	7.5	7.8	6.9	7.1	7.0	6.7	6.1	7.0	12.4%	
世帯あたり排出量	22.1	22.2	24.5	25.0	25.0	26.0	22.7	23.0	22.3	21.0	19.4	22.0	-0.4%	



▲排出部門別二酸化炭素排出量の推移



▲主要な排出部門における経年変化(2000年を100とした場合)

(2) 環境の保全・創造に向けた市の取り組み

■環境負荷の少ない生活様式の推進

CO2の見える化の促進		【実施担当課】
1	電気使用量や料金が分かる省エネナビを活用し生活の中で消費しているエネルギー使用状況の見える化により、取り組み意欲の向上を図ります。	環境防災課
②	福島議定書、福島エコチャレンジ、環境家計簿などによって身近なエネルギーの使用状況に注目し、環境教育の一環としての省エネルギーの取り組みを推進します。	環境防災課
3	カーボンフットプリント*に関する情報を提供し理解促進を図ります。	環境防災課

市民の関心喚起、意識啓発		【実施担当課】
4	伊達市の特産品であるニット製品を活用し、冬は暖かく(ウォームビズ)、夏は涼しい(クールビズ*)衣服の着用を促進します。	商工観光課 総務課
5	エコライフDAY(環境負荷の少ない行動を1日だけみんなで取り組む参加型イベント)などの実施を通して、日常生活を見つめなおす機会を提供します。	環境防災課 総合支所
6	身の回りで使用されている省エネ器具について展示や講習会を行い、環境保全に対して理解を深め、省エネ効果の高い製品の普及を図ります。	環境防災課
7	環境月間を始め、地球温暖化防止月間、ライトダウンキャンペーン、クールアースデーなどの環境について考える期間を利用し、環境問題や環境活動に対する意欲の向上を図ります。	環境防災課 総合支所

■エネルギーの効率的な利用の推進

住宅・建築物の省エネルギー化の促進		【実施担当課】
8	情報提供などを通じて、ESCO*事業などの省エネ取り組み手法の普及を促進します。	環境防災課
9	省エネ改修に対し、資金融資や助成などの支援に努めます。	環境防災課
10	情報提供などを通じて、高断熱・高气密住宅の普及を促進します。	環境防災課 総合支所
11	長期優良住宅の優遇制度の周知を行うなど、エコハウスの普及に努め、住宅分野の低炭素化を促進します。	環境防災課 総合支所
12	環境に配慮した学校施設のモデル的整備(エコスクール)を推進し、学校における環境マネジメントシステム*の普及促進を図ります。	教育施設課 学校教育課
13	情報提供を通じて、工場や事業所、店舗における省エネルギー診断を促進します。	環境防災課 商工観光課

省エネルギー機器の普及促進		【実施担当課】
⑭	省エネラベリング制度*に関する情報提供を通して、省エネ性能の高い家電製品の普及促進に努めます。	環境防災課 商工観光課
15	家庭向け高効率機器(エネファーム*、エコキュート*など)の理解を促し、普及促進を図ります。	環境防災課

市の率先した省エネルギー行動	【実施担当課】
⑮ 公共施設にLED照明を率先導入し、省エネルギー化を図ります。	環境防災課 商工観光課 各施設担当課
17 市役所温暖化対策実行計画を策定し、市役所が率先して温室効果ガス*排出抑制に取り組みます。	全 庁
⑯ 公共施設にスマートグリッド*通信インタフェースを導入し、エネルギーマネジメントシステム*を構築することにより、最適なエネルギー利用、エネルギーの見える化などに取り組み、省エネルギーの促進とCO ₂ 排出量の削減に努めます。	環境防災課 各施設担当課
19 エネルギーを地域で創り出し、賢く消費する仕組みを構築する「スマートシティ*」の実現を目指します。	環境防災課 総合政策課

■再生可能エネルギーなどの普及促進

太陽エネルギーの利活用促進	【実施担当課】
⑳ 家庭や事業者に対して、補助制度の活用などを通じた太陽光発電や太陽熱利用の普及促進に努めます。	環境防災課
21 住宅新築時における南向き屋根（現在は導入無理でも、将来普及した際に設置できるようにしておく）を促進します。	都市計画課 環境防災課
㉑ クリーンエネルギーを活用した地域の防災拠点施設としての機能を強化するため、公共施設に太陽光発電システムなどの再生可能エネルギー*設備導入を推進します。	環境防災課
その他再生可能エネルギーの普及促進	【実施担当課】
㉒ 再生可能エネルギー*の導入費用の負担軽減を図るほか、地域による取り組みが可能な未利用エネルギーなどの活用のための調査・研究や設備導入に対する支援を検討し、エネルギーの地産地消や住民参画の促進を図ります。	環境防災課
24 市民共同発電*の実施に向けた仕組みづくりを推進します。	環境防災課
25 グリーン電力証書*に関する情報を提供し、理解促進と普及に努めます。	商工観光課 環境防災課
26 「伊達市地域新エネルギービジョン」に基づき、中長期的視点から計画的に新エネルギーの導入拡大を図ります。	環境防災課
27 農業用水路や水道施設などを利用した小水力発電の利活用を推進します。	農林整備課 環境防災課 施設工事課
28 風力発電施設の設置を検討している事業者に対しては、低周波音の影響が周囲に及ばないように適切な配慮を促します。	環境防災課 総合支所

■環境に配慮した事業活動の促進

環境マネジメントシステムの取り組み促進		【実施担当課】
②9 市内の事業者に対して、環境ISO*やエコアクション21*などの環境マネジメントシステム*について、情報提供などを通して普及促進に努めます。		環境防災課
30 環境マネジメントシステム*を始めとする事業所における環境保全活動に対して、費用補助や講習会を行い、事業者の取り組み促進を図ります。		環境防災課 商工観光課
31 市発注の公共事業や物品調達などにおいて、環境マネジメントシステム*構築事業者を配慮することで、市の事業における環境配慮の実践に努めます。		財政課
32 トラックやバス、タクシー運送事業などに対してグリーン経営認証*の取得を促し、運輸業における継続的な環境保全活動の推進に努めます。		環境防災課 商工観光課
環境に配慮した調達や契約の推進		【実施担当課】
33 環境に配慮した製品を選択して購入するグリーン購入や、環境配慮契約の取り組み促進など、市が率先実行し市民へ見本を示すよう努めます。		全 庁

カーボンオフセットの取り組み促進		【実施担当課】
34 カーボンオフセット*に関して意義やねらいなど適切な周知活動を通して理解を促し、カーボンオフセット*によるサービスや商品提供に努めます。		環境防災課 商工観光課
35 市主催の会議や行事などにおいてカーボンオフセット*を実践し、環境保全に貢献するとともに市民の理解を促します。		全 庁

■環境負荷の少ない自動車利用の促進

エコドライブの普及促進		【実施担当課】
36 環境負荷の少ない運転の実践を誓う「エコドライブ*宣言」の普及促進を図ります。		環境防災課
37 エコドライブ*講習会を開催し、環境負荷の少ない運転技術の普及に努めます。		環境防災課
38 燃費の状況が把握できるエコドライブ*モニターの活用を促すことで、ドライバー自らの省燃費運転を推進します。		環境防災課
エコカーの普及促進		【実施担当課】
39 購入支援施策、優遇措置などを周知することで、エコカーの購入を促進します。		環境防災課
40 充電インフラなどを始めとする電気自動車などの利用環境の整備促進を図り、エコカーの普及拡大に努めます。		環境防災課 商工観光課
41 市が率先して公用車についてエコカー導入を拡大し、市民に対するエコカー利用を促します。		財政課
42 バイオディーゼル燃料（BDF）*の利用促進を図ります。		環境防災課

■自動車利用の抑制

歩いて暮らせるまちへの転換		【実施担当課】
43	過度にマイカーに依存した環境から、コンパクトで自然と歩きたくなるまちへの転換を図ることにより、マイカー利用の抑制に努めます。	土木課 管理課 都市計画課 商工観光課
地域公共交通の利便性向上		【実施担当課】
44	デマンド型乗合タクシーの利用を促進することにより公共交通空白や不便地域の解消を図り、マイカー利用の抑制に努めます。	総合政策課
45	関係機関へ働きかけ、鉄道の利便性向上を要請し公共交通機関の利用促進を図ります。	総合政策課
46	駅などの交通結節点においてバリアフリー化を図るなど、障がいの有無に関わらず利用しやすい公共交通機関の充実に努めます。	総合政策課
47	ユニバーサルデザインを促進し、誰もが利用しやすく、乗りたくなるような公共交通機関の環境整備に努めます。	土木課 総合政策課
自転車の利用促進		【実施担当課】
48	公共施設などにおける駐輪場の整備・充実を図り、省エネや健康のための自転車の利用を促進します。	施設担当課
49	自転車道の整備、歩道の段差の解消や障害物の移設・撤去など、子どもからお年寄りまで誰もが安全に自転車が利用できる走行環境を整えます。	土木課
50	冬季においては、除雪や凍結防止などを行うことで路面凍結を防ぎ、安全な走行環境の整備に努めます。	土木課
職場モビリティマネジメント(エコ通勤)の取り組み促進		【実施担当課】
51	工業団地などにおいて、マイカーを利用せず自転車や公共交通機関を利用したエコ通勤の取り組みを推奨し促進します。	総合政策課 商工観光課
52	市役所においてエコ通勤を率先して実行し、見本を示すとともに、市民のエコ通勤の普及促進に努めます。	総務課
53	鉄道駅周辺に駐車場を整備し、自動車から公共交通機関への乗継を行うパーク&ライドを促進します。	総合政策課 都市計画課

(3) 市民の取り組み

(家庭)

- こまめにスイッチを切る、電気製品の待機時消費電力を削減するなどの取り組みにより、家庭での節電に努めましょう。
- 福島エコチャレンジなどの参加型啓発イベントに積極的に参加しましょう。
- 環境家計簿や省エネナビなどのツールを活用するなどし、日常生活における環境負荷を定量的に把握し、行動を見直しましょう。
- エアコンの適温管理に努めましょう。
- 白熱電球は、省エネ効果の高いLEDへ切り替えましょう。
- 冷蔵庫やエアコンなどの家電製品を買い換える際は、省エネラベルを確認し、省エネ効果の高い製品を選択しましょう。
- 家具などの木材製品を購入する際は、間伐材*などを利用した製品を積極的に選択しましょう。
- カーボンオフセット*の意義やねらいを適切に理解し、協力を努めましょう。

(住宅)

- 住宅の新築・改築にあたっては、ペアガラスなどの採用により冷暖房効率の高い高断熱・高气密な住宅にしましょう。
- 再生可能エネルギー*(太陽光発電など)や、エネルギーの高度利用技術(ヒートポンプ、燃料電池など)の導入に努めましょう。
- 住宅の新築や建て替えの際は、地場産材を積極的に利用しましょう。

(自動車)

- 自動車を運転する際は、アイドリングストップなど燃費効率のよいエコドライブ*を心がけましょう。
- 自動車を購入・更新する際は、低公害車*や低排出ガス車、低燃費車*などの環境負荷の少ない自動車を選択しましょう。
- 公共交通機関、自転車の利用、徒歩などにより、自動車利用の抑制に努めましょう。

(4) 事業者の取り組み

(オフィス・店舗など)

- クールビズ*・ウォームビズ*を取り入れ、エアコンの適温管理に努めましょう。
- コピー機やパソコンなどのOA機器や照明器具は、昼休みなど長時間使わない際はこまめに電源を切りましょう。
- 白熱電球は、省エネ効果の高いLEDへ切り替えましょう。
- 過剰な店舗照明は見直しましょう。

(建物、施設・設備)

- 生産工程における不要な動力や熱の使用、照明などが無いかなど、見直しましょう。
- 設備の設置、更新に際しては、エネルギー効率の高い設備の導入に努めましょう。
- 施設を新築・改築する際は、断熱化などにより空調負荷の軽減に努めましょう。廃熱回収や断熱対策による、温熱・冷熱の保温性向上および熱効率の向上を図りましょう。
- 再生可能エネルギー*(太陽光発電など)や、エネルギーの高度利用技術(ヒートポンプ、燃料電池など)の導入に努めましょう。
- ESCO*事業の実施を検討しましょう。

(自動車)

- 自動車を運転する際は、アイドリングストップなど燃費効率のよいエコドライブ*を心がけましょう。
- 自動車台数の適正化に努めましょう。

(事業活動)

- 福島議定書や福島エコチャレンジなどの参加型啓発イベントに積極的に参加しましょう。
- LCA(ライフサイクルアセスメント)、省エネルギー診断などの手法を活用し、事業活動の省エネルギー化を図りましょう。
- 環境報告書*を作成するなどし、省エネルギー活動やその取り組み結果を積極的に公表しましょう。
- グリーン電力証書*を活用するなどし、事業活動に伴う電力のグリーン化を進めましょう。
- 特に自動車を多く保有する運輸事業者などは、エコドライブ*や環境保全の体制を整備し、「グリーン経営認証*」の取得をめざしましょう。
- ISO*14001やエコアクション21*などによる環境マネジメントシステム*を構築し、環境負荷の少ない事業活動に取り組みましょう。
- カーボンオフセット*によるサービスや商品の提供に努めましょう。
- 他の事業者との情報交換や技術交流などを通じて、環境マネジメントシステム*の取り組みレベルの向上や取り組みの場の拡大を図りましょう。
- 鉄道駅近くに立地する事業所などは、エコ通勤やパーク&ライドの取り組みを推進しましょう。

(5) 進行管理指標

	環境指標 ◎ 成果指標 ○ 取り組み指標	単位	現状		目標
			年度	数値	最終(H32)
1	◎ 市の事務事業に伴うCO ₂ 排出量	t-CO ₂	H24	6,722	6,200
2	○ 住宅用太陽光発電設置補助件数(H22～累計)	件	H24	254	800
3	○ 福島エコチャレンジ事業参加団体	団体	H24	9	20
4	○ 公用車への低公害車導入台数(累計)	台	H24	6	8
5	○ 公共施設におけるLED照明導入箇所数	ヶ所	H24	2	10
6	○ 公共施設における太陽光発電設備導入箇所数	ヶ所	H24	1	10
7	○ グリーン経営認証*取得事業者数	社	H24	2	5

5【地球環境】地域から地球環境の保全に貢献するまち

2 <環境要素>その他地球環境問題 <基本施策>地球環境問題への適切な対応

(1) 現況と課題

地球温暖化以外にも、地球環境に悪影響を及ぼす問題は様々あります。その中でも、特に本市にも影響が予想される、あるいは市域での活動が影響を及ぼすものとして、酸性雨やオゾン層の破壊があります。

(酸性雨の影響)

酸性雨は、化石燃料燃焼や金属精錬などにより大気中に放出される硫黄酸化物(SO_x)や窒素酸化物(NO_x)などを起源とする酸性物質が、雨・雪・霧などに溶け込んで降ってくる現象です。この結果、河川・湖沼・土壌が酸性化し、建造物・文化遺産・樹木などに悪影響が及ぶことが懸念されています。

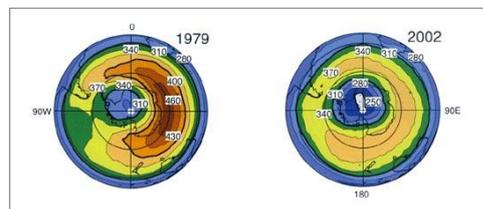
物質の酸性、アルカリ性の度合いの指標として一般に水素イオン濃度(pH)が用いられており、酸性度が強いほどpHは低くなります。純水(中性)のpHは7ですが、降水には大気中の二酸化炭素が溶け込むため、人為起源の大気汚染物質が無かったとしてもpHは7よりも低くなります。大気中の二酸化炭素が十分溶け込んだ場合のpHが5.6であるため、酸性雨の目安としてpH5.6以下とする場合が多いのですが、火山、アルカリ土壌など周辺の状況によっても本来の降水のpHは変わってきます。

県内では、会津若松、郡山、いわき、羽鳥の4カ所においてろ過式酸性雨採取によるモニタリング調査が行われており、平成24年度のpH調査結果は5.02でした。調査年により増減はありますがその変化量は小さく、横ばい傾向で推移しています。

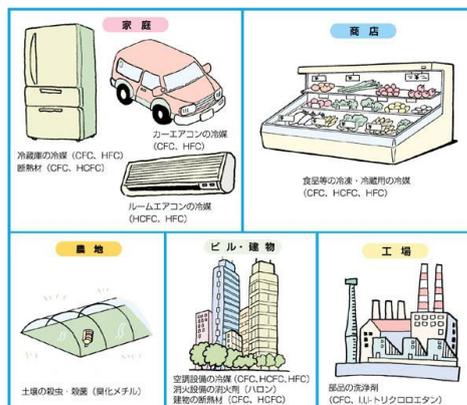
(オゾン層の破壊)

地球をとりまくオゾン層は、太陽光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収し、私たち地球上の生物を守っています。しかし、1970年代頃から、南極でオゾンが極端に減少するオゾンホールという現象が確認されはじめ、その後も年々、範囲が拡大しました。その原因物質の1つが、冷媒やスプレー、洗浄剤、発泡剤などに広く利用されていたフロンでした。主要なフロン(特定フロン)は、モントリオール議定書に基づき1995年末に全世界で使用・製造が全廃されましたが、これに替わる代替フロンと呼ばれる物質は強力な温室効果ガスであることが分かっています。現在、これらの物質が自動車や業務用空調機器・冷凍機器などの冷媒で使われているため、我が国では、フロン回収・破壊法などに基づき、大気中に放出させないため、製品の廃棄にあたってのフロン回収が義務付けられています。

なお近年の知見として、国際的な排出規制の効果で、破壊が進んでいたオゾン層が1997年頃をピークに回復傾向にあるという研究報告がなされています。オゾン層破壊の人体への悪影響が最初に認識され始めたのは1980年頃ですが、このまま順調にオゾン層が回復すれば、今世紀半ばには1980年当時のレベルまでオゾンの量が回復すると言われています。



▲1979年10月、2002年10月の月平均オゾン全量の南半球分布
資料 気象庁



▲オゾン層破壊物質などの主な用途
資料 環境省

(2) 環境の保全・創造に向けた市の取り組み

■オゾン層問題への適切な対応

フロン類の適正な回収・処理

【実施担当課】

- | | |
|---|-------|
| 1 法に基づき特定フロンを速やかに回収・処理するとともに、情報の収集・発信に努めます。 | 環境防災課 |
|---|-------|

■酸性雨対策の推進

酸性雨の発生状況の監視

【実施担当課】

- | | |
|--|----------------|
| 2 県と関係機関と連携し、酸性雨の発生状況などを監視し県内の測定結果の把握・情報提供に努めます。 | 環境防災課 |
| 3 環境学習として酸性雨発生状況の簡易測定を促し、身近な環境問題について理解促進に努めます。 | 学校教育課
環境防災課 |

酸性雨による被害の情報の収集と整理

【実施担当課】

- | | |
|---|-------|
| 4 国、県などによる酸性雨被害の情報収集・整理を行うとともに、市民への情報提供に努めます。 | 環境防災課 |
|---|-------|

(3) 市民の取り組み

- エアコンや冷蔵庫などを廃棄する際は回収業者に処理を依頼し、家電リサイクル法に基づき適正にフロンを処理しましょう。

(4) 事業者の取り組み

- 業務用の冷凍機器や空調機器については、フロン回収破壊法に基づき処理しましょう。

(5) 進行管理指標

	環境指標	◎ 成果指標 ○ 取り組み指標	単位	現状		目標
				年度	数値	最終(H32)
1	○ 冷蔵庫の不法投棄台数		台	H24	7	0
2	○ 河川の水素イオン濃度		pH	H24	7.6	7.0

6【環境保全に取り組むための基盤づくり】ともに学び、考え、行動する環境にやさしいまち

1 <環境要素>環境教育・環境学習 <基本施策>環境保全について自ら考え行動できる人の育成

(1) 現況と課題

市民や事業者とともに協働による環境保全に取り組むためには、一人ひとりの環境に対する高い意識の形成が重要となります。特にこれからの社会を担う児童・生徒たちについては、郷土環境への愛着、環境の保全と創造のための心得や習慣などを幼いうちから身につけさせていくことが重要です。

県では、福島県環境アドバイザーの派遣や環境保全推進員(うつくしまエコリーダー)の養成、「環境教育・学習プログラム」(指導者用マニュアルや学習者用テキストなど)の作成・配布、「ふくしまの環境教育・学習に関するデータベース」の開設・運用などを通じて、各地域・各主体における環境教育・環境学習を支援しています。

本市では、各学校において、「総合的な学習の時間」などにおいて“環境保全“が重要なテーマとして、各学校の創意工夫のもとに様々な視点から環境学習が行われています。

また、市内の小学校4校において「緑の少年団」が組織され、自然保護や緑化活動などに主体的に取り組んでいます。

加えて原子力災害を受けたことから、放射線教育については、平成25年度に作成した本市独自の放射線教育副読本を活用し、児童生徒の放射線に関する正しい理解に努めています。

今後は、こうした環境教育・環境学習を促進していくための基盤となる、郷土の環境に関する資料や情報の収集・提供体制の整備・充実を図るとともに、主体的な環境学習の取り組みに対する支援方策の充実などが必要です。

(2) 環境の保全・創造に向けた市の取り組み

■環境学習の場や機会の充実

学校や地域における主体的な学習活動の促進

【実施担当課】

1 市内の幼稚園・小学校へ、こどもエコクラブや緑の少年団などへの参加を呼びかけるとともに、情報提供や人材育成、資源提供を通して環境教育活動を支援します。	こども育成課 学校教育課 農林整備課 環境防災課
2 森林環境学習の取り組みを促進します。	農林整備課
3 学校において、教職員が一体となり省エネ活動に取り組み、その結果削減された光熱水費の一定割合を次年度に還元する仕組み(例：フィフティ・フィフティプログラム*)の導入を図ります。	学校教育課 財政課
4 環境に関する学習資料の作成・配布を行い、環境教育において必要となる情報や教材を提供します。	環境防災課 学校教育課
5 プログラムやメニューの充実により出前講座の質の向上を図り、市民・事業所における環境活動を促進します。	環境防災課 各担当課
6 福島議定書の取り組みを促進します。	学校教育課 環境防災課

環境情報の収集・提供体制の充実		【実施担当課】
7	市立図書館や学校図書室における環境関連図書・資料などの充実を通して、環境学習に必要な情報提供などを支援します。	市立図書館 学校教育課
8	郷土の環境に関する資料・情報の充実化を図り、地元根ざした環境教育を促進します。	環境防災課 学校教育課
9	スマートグリッド*通信インタフェースにより得られるエネルギーマネジメント情報を活用し、小中学校の環境教育の充実を図ります。	環境防災課 学校教育課

体験型学習の促進		【実施担当課】
10	霊山こどもの村、つきだて交流館もりもりなど、自然体験型施設の利用環境の充実・整備を図り、環境学習の場の多様化と利用促進に努めます。	商工観光課 総合支所
11	りょうぜん里山がっこう、霊山あすなろの里などを始めとする民間施設の整備などを促し、環境学習における利活用を促進します。	総合支所 商工観光課
12	市内のキャンプ場における宿泊学習の推進（やながわ希望の森公園、赤坂の里森林公園、月見館森林公園、霊山こどもの村など）を図ります。	商工観光課 総合支所
13	「いきものみつけ」や「せせらぎスクール」、「こども葉っぱ判定士」、「田んぼの学校」など、子どもを対象とした環境学習の取り組み促進し、環境を守り育てる意識の醸成を図ります。	環境防災課 学校教育課
14	先進的な取り組み地の視察・見学機会の創出することで、環境学習としての機会を広げ質の向上を図ります。	環境防災課 学校教育課

■人材の育成・活用

環境アドバイザーの利活用		【実施担当課】
15	うつくしま地球温暖化防止活動推進員などの優れた人材の活用を促進し、市全体の環境活動の向上を図ります。	環境防災課

地域の人材の育成・活用		【実施担当課】
16	各分野の専門化や市民団体をデータベース化し、地域に根ざし精通した人材の活用を促進します。	環境防災課
17	講習会や研修会を通じて指導者の養成に努めます。	環境防災課

(3) 市民の取り組み

- 学校における福島議定書の取り組みを、家庭においても実践しましょう。
- 市が行う出前講座を積極的に活用しましょう。
- 環境学習を行う際は、市立図書館や学校図書館などを積極的に利用しましょう。
- 霊山こどもの村やつきだて交流館もりもりなど、自然体験型施設を環境学習の場として積極的に利用しましょう。
- フィフティフィティブロラム*など、学校における環境配慮の仕組みづくりに努めましょう。
- こどもエコクラブの活動などに積極的に参加・協力しましょう。
- 市内にある環境保全関連施設や先進的な取り組み地の視察・見学などを通じて環境保全の理解を深めましょう。
- 環境調査や自然観察会などに参加し、環境保全に対する理解を深めましょう。

(4) 事業者の取り組み

- 職場研修などで環境学習を進める際は、市が行う出前講座を積極的に活用しましょう。
- 職場における環境教育・環境学習の推進に努めましょう。
- こどもエコクラブの活動などに積極的に支援・協力しましょう。
- 地域コミュニティ*や市民団体などにおける環境学習などの取り組みの支援・協力を努めましょう。
- 自然観察会などの環境学習の企画を立案し、実施しましょう。
- 各団体において体験型の環境学習機会の創出に努めましょう。
- NPOや市民団体などは、市が行う出前講座において、講師派遣や資料提供などにおいて協力しましょう。

(5) 進行管理指標

	環境指標 ◎ 成果指標 ○ 取り組み指標	単位	現状		目標
			年度	数値	最終(H32)
1	○ 環境保全に関するイベントなどの開催回数	回	H24	0	3
2	○ こどもエコクラブ参加団体数	団体	H24	0	2
3	○ うつくしま地球温暖化防止活動推進員市内登録者数	人	H24	8	10
4	○ 福島議定書参加学校数	校	H24	13	20

6【環境保全に取り組むための基盤づくり】ともに学び、考え、行動する環境にやさしいまち

2 <環境要素>環境保全活動 <基本施策>よりよい環境の保全・創造に向けた活動の推進

(1) 現況と課題

環境問題解決への取り組みは、地域からの行動がとても重要です。地域の環境と密接に関わる市民や民間団体、事業者などの各主体が、地域の特性を踏まえ、効果的な連携を図っていくことが地域全体としての取り組み意識の高まりにつながります。

本市では、多くのNPO、市民団体が環境美化や緑化活動などに積極的に取り組んでいるほか、自然保護や景観保全など、様々なテーマについて自主的な活動を展開しています。

また、事業者の自主的な環境保全、環境負荷低減に向けた取り組みのツールとして、Plan(計画)→Do(実行)→Check(点検)→Action(見直し)のPDCAサイクルを基本概念とした環境マネジメントシステム*(EMS)があります。

EMS*の国際標準規格である「ISO*14001」については、市内で17事業所(平成24年度)が認証取得し、取り組んでいます。また、環境省が推奨する「エコアクション21*(EA21)」は市内で1事業者が登録し、事業活動における環境負荷低減に取り組んでいます。

このような市民や事業者の主体的な環境保全の取り組みの輪をさらに全市に広げ、あらゆる場面で環境に配慮した行動が実践できる人・組織を育成していくことが重要です。そのためには、取り組み意欲を引き出す仕組みづくりや、地域や団体において環境保全のリーダーとなる人材の育成・活用などが必要です。

(2) 環境の保全・創造に向けた市の取り組み

■市民・民間団体の取り組み促進

主体的な取り組み意欲の向上	【実施担当課】
1 顕彰制度を創設し、環境保全活動に積極的に取り組む市民や団体を表彰することにより、市内における環境保全の取り組みを促進します。	環境防災課 農林整備課 総務課
2 広報紙、市ホームページなどで市内における優れた環境保全の取り組みや市民団体の活動を紹介することで、市民の活動を広く広報するとともにモチベーションの向上を図ります。	環境防災課 市民協働課 総合政策課 総合支所
3 環境保全団体などの市民団体の優れた取り組みや活動に対し、その費用の一部を補助するなどの支援に努めます。	環境防災課 市民協働課
市民団体の交流・連携の促進	【実施担当課】
4 市民団体などの交流を推進し、団体間での情報共有や協働などネットワーク化の促進を図ります。	環境防災課 市民協働課 総合支所
5 「伊達市の環境を考える市民会議」を通じて、市民、事業者、市が協働して環境への取り組みを推進するための交流・連携を促進します。	環境防災課

■事業者の取り組み促進

環境マネジメントシステムの取り組み促進		【実施担当課】
6	市内の事業者に対して、環境ISO*やエコアクション21*などの環境マネジメントシステム*について、情報提供などを通して普及促進に努めます。	環境防災課
7	環境マネジメントシステム*を始めとする事業所における環境保全活動に対して、費用補助や講習会を行い、事業者の取り組み促進を図ります。	商工観光課 環境防災課
8	市発注の公共事業や物品調達などにおいて、環境マネジメントシステム*構築事業者を配慮することで、市の事業における環境配慮の実践に努めます。	財政課
9	トラックやバス、タクシー運送事業などに対してグリーン経営認証*の取得を促し、運輸業における継続的な環境保全活動の推進に努めます。	商工観光課 環境防災課

(3) 市民の取り組み

- 地域コミュニティ*などで行われている美化・緑化活動などに積極的に参加しましょう。
- 環境保全に関する研修会や講習会などに積極的に参加し、地域コミュニティ*などにおいて日常的にできる環境保全活動を実践しましょう。
- 環境保全活動を行う団体、行政、地域などが行う活動への参加と協力を努めましょう。

(4) 事業者の取り組み

- 伊達市商工会をはじめ、業界、工業団地などの企業・事業所の連携・交流組織を通じて、他社や他業種との情報交換や交流を深め、環境保全の取り組みを活性化させましょう。
- 環境マネジメントシステム*を構築し、組織的に環境保全に取り組みましょう。
- 環境保全に関する講習会や研修会、地域の美化・緑化活動などに積極的に参加しましょう。経営者は、社員の参加を奨励しましょう。
- 環境保全活動の実施状況などを、ホームページや環境報告書*などで広く公表しましょう。
- 研修会や講習会などの開催を通じて、地域コミュニティ*などでの環境保全活動の取り組みの輪を広げ、リーダーを養成・育成しましょう。
- 新たな環境技術に基づいた地域産業を育てるため、産学官共同による研究開発に努めましょう。

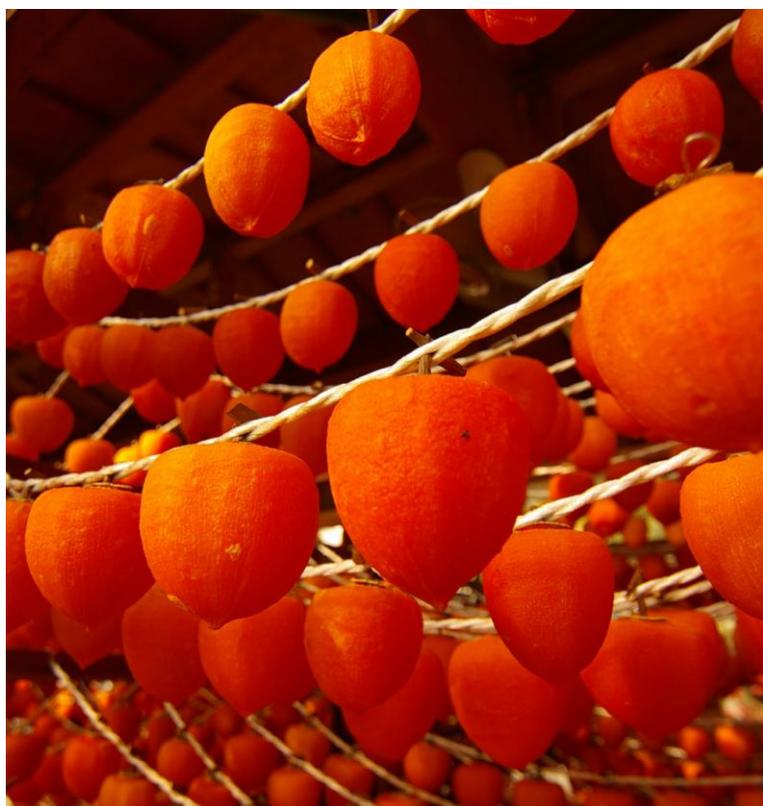
(5) 進行管理指標

環境指標	◎ 成果指標 ○ 取り組み指標	単位	現状		目標
			年度	数値	最終(H32)
1	○ 環境保全に関するNPO法人数	団体	H24	5	8
2	○ ISO*14001認証取得事業者数	事業所	H24	17	20
3	○ エコアクション21*認証取得事業者数	事業所	H24	1	5

3 進行管理指標一覧

環境分野	環境要素	環境指標 ◎ 成果指標 ○ 取り組み指標 ● モニタリング指標*	単位	現状		目標
				年度	数値	最終(H32)
1. 放射性物質による影響を受けた環境	1-1 放射性物質*による影響	1 ● 環境放射線モニタリング*調査 (代表地点:市役所本庁舎・分庁舎・総合支所)	μsv/時	H25.11		モニタリング指標* (減少をめざす)
		保原本庁舎			0.29	
		梁川分庁舎			0.23	
		伊達総合支所			0.20	
		霊山総合支所			0.26	
		月舘総合支所			0.20	
2. 自然環境	2-1 身近な自然	1 ○ エコファーマー*の認定者数	人	H24	114	130
		2 ◎ 遊休農地の面積	ha	H22	1,120	1,100
	2-2 森林環境	1 ◎ 間伐面積	ha	H23	94	200
		2 ◎ 保安林面積	ha	H23	2,078	2,400
		3 ○ 緑の少年団登録団体数	団体	H24	4	7
	2-3 動植物・生態系	1 ○ 鳥獣保護区の指定数	ヶ所	H24	6	6
		2 ○ 鳥獣保護区的面積	ha	H24	1,756	1,756
		3 ◎ 鳥獣による農林業など被害金額	万円	H24	142	142
	2-4 自然とのふれあい	1 ○ グリーンツーリズム*、エコツーリズム*による交流者数	人	H24	5,798	13,000
		2 ○ 自然体験型施設利用者数	人	H24	62,661	98,000
3. 生活環境	3-1 大気環境	1 ◎ 二酸化窒素 環境基準適合状況	ppm	H23	0.01	0.01
		2 ◎ 浮遊粒子状物質* 環境基準適合状況	mg/m3	H23	0.018	0.018
	3-2 水・土壌環境	1 ◎ 小国川の水質基準(BOD*75%水質値)	mg/l	H23	1.7	1.5
		2 ◎ 広瀬川の水質基準(BOD*75%水質値)	mg/l	H23	1.1	1.0
		3 ◎ 古川の水質基準(BOD*値)	mg/l	H23	10.2	7.0
		4 ○ 汚水処理人口普及率 (汚水処理施設整備人口/市人口)	%	H24	56.4	73.2
		5 ○ 公共下水道接続率 (公共下水道接続人口/公共下水道整備区域内人口)	%	H24	66.5	75.8
		6 ○ 農業集落排水接続率 (農業集落排水接続人口/農業集落排水整備区域内人口)	%	H24	96.5	98.9
		7 ○ 合併処理浄化槽処理人口普及率 (合併処理浄化槽設置人口/市人口)	%	H24	22.6	35.0
		8 ○ 合併処理浄化槽設置基数(補助金交付対象)	基	H24	117	230
		9 ○ 合併処理浄化槽設置基数(補助金交付対象)累計	基	H24	2,504	4,603
	3-3 廃棄物・リサイクル	1 ◎ 一人一日当たりのごみ排出量	g	H24	1,039	871
		2 ◎ ごみ総排出量	t	H24	24,816	20,000
		3 ◎ リサイクル率	%	H24	12.5	20.0
		4 ◎ 古紙類再資源化量	t	H24	1,545	2,200
5 ○ 生ごみ処理機購入助成件数		件	H24	14	30	
3-4 身近な生活環境	1 ○ 公害苦情件数	件	H24	8	2	
	2 ○ 公害苦情件数のうち悪臭に関する件数	件	H24	3	0	
	3 ○ 公害苦情件数のうち騒音・振動に関する件数	件	H24	3	0	

環境分野	環境要素	環境指標 ◎ 成果指標 ○ 取り組み目標	単位	現状		目標
				年度	数値	最終 (H32)
4. 快適環境	4-1 都市的環境	1 ◎ 一人当たりの都市公園面積	m ²	H24	2.1	11.1
		2 ○ 都市公園数	ヶ所	H24	5	28
		3 ○ 都市公園面積	ha	H24	11.75	61.13
		4 ○ 緑地協定締結件数	件	H24	1	1
	4-2 歴史・文化的環境	1 ○ 文化財、文化施設を活用したイベント参加者数	人	H24	900	1,000
		2 ○ 登録指定文化財数	件	H24	118	122
	4-3 まち美化	1 ○ 不法投棄搬入数	件	H24	654	200
		2 ○ うつくしまの道サポート制度登録団体数	団体	H24	6	16
		3 ○ うつくしまの川サポート制度登録団体数	団体	H24	1	6
5. 地球環境	5-1 地球温暖化	1 ◎ 市の事務事業に伴うCO ₂ 排出量	t-CO ₂	H24	6,722	6,200
		2 ○ 住宅用太陽光発電設置補助件数(H22～累計)	件	H24	254	800
		3 ○ 福島エコチャレンジ事業参加団体	団体	H24	9	20
		4 ○ 公用車への低公害車導入台数(累計)	台	H24	6	8
		5 ○ 公共施設におけるLED照明導入箇所数	ヶ所	H24	2	10
		6 ○ 公共施設における太陽光発電設備導入箇所数	ヶ所	H24	1	10
		7 ○ グリーン経営認証*取得事業者数	社	H24	2	5
	5-2 その他地球環境問題	1 ○ 冷蔵庫の不法投棄台数	台	H24	7	0
		2 ○ 河川の水素イオン濃度	pH	H24	7.6	7.0
	6. 環境保全に 取り組む ための基盤づくり	6-1 環境教育・ 環境学習	1 ○ 環境保全に関するイベントなどの開催回数	回	H24	0
2 ○ こどもエコクラブ参加団体数			団体	H24	0	2
3 ○ うつくしま地球温暖化防止活動推進員市内登録者数			人	H24	8	10
4 ○ 福島議定書参加学校数			校	H24	13	20
6-2 環境保全		1 ○ 環境保全に関するNPO法人数	団体	H24	5	8
		2 ○ ISO*14001認証取得事業者数	事業所	H24	17	20
	3 ○ エコアクション21*認証取得事業者数	事業所	H24	1	5	



▲だてのあんぽ柿